

令和4年度 第1回 飯塚市障がい者施策推進協議会 会議次第

日 時 令和4年10月7日（金）
午後3時～
場 所 飯塚市鯉田交流センター
研修室2・3

1 開会

- (1) 福祉部長あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 事務局職員紹介

2 会長、副会長の選出

3 第4期 飯塚市障がい者計画策定に関する諮問

4 協議事項

- (1) 第3期 飯塚市障がい者計画の令和3年度推進状況【資料1-2】
- (2) 第6期 飯塚市障がい福祉計画・第2期 飯塚市障がい児福祉計画の令和3年度推進状況【資料2】
- (3) その他
 - ① 飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの活動報告【資料3-1、3-2】
 - ② 障がい者就労施設等からの優先調達に係る取り組み【資料4】
 - ③ 障がい者差別解消の推進に関する相談対応報告【資料なし】
 - ④ 第4期障がい者計画の策定にかかるアンケート調査について【資料5】

5 閉会

第3期飯塚市障がい者計画

令和3年度 推進状況等について

各論第1章	心のバリアフリーの推進【啓発・広報】
-------	--------------------

施策名	啓発・広報活動の充実
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の人権や障がいの特性等について、広報紙などの各種媒体やイベント等の機会を活用して、より一層の啓発広報活動を展開し、「心のバリアフリー」を推進します。 ●とりわけ、いまだに十分な理解が得られていないと考えられる精神障がい、発達障がい、難病による障がいについて、関係機関と連携しながら、その特性や必要な配慮等に関する知識の普及に努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 啓発・広報活動の充実 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
1	障がい者週間を活用した啓発事業	「広報いづか」において「障がい者週間」に関連する特集記事を掲載するとともに、市庁舎等に懸垂幕を設置し、市民への周知と意識づくりに努めます。	拡充	広報いづか12月号において、障がい者週間の特集として、障がい者に関するマーク等についての記事を2ページにわたり掲載しました。また、本庁及びサン・アビリティーズいづかに横断幕を掲示して啓発に取り組みました。	広報いづか12月号において、障がい者週間の特集として、ふくおかバリアフリーマップ等についての記事を2ページにわたり掲載しました。また、本庁及びサン・アビリティーズいづかに横断幕を掲示して啓発に取り組みました。	引き続き、横断幕の掲示および市報への特集記事掲載を行います。	社会・障がい者福祉課
2	市民を対象とした各種啓発事業	障がい者団体等と連携しながら、障がい福祉に関する様々な問題についての講演会等を企画し、広く市民に障がい者への理解が浸透するように働きかけます。	拡充	飯塚市ボランティア連絡協議会主催の防災運動会(市共催事業)に参画して、障がいのある人もない人も楽しみながら防災に対する知識を学び、あわせて障がいの特性について学ぶ機会を設けました。 11月29日(日)10時～11時30分 穂波福祉総合センター 30人参加	飯塚市ボランティア連絡協議会主催の防災運動会(市共催事業)に参画して、障がいのある人もない人も楽しみながら防災に対する知識を学び、あわせて障がいの特性について学ぶ機会を設けました。 12月4日(日)10時～11時30分 穎田交流センター(サンシャイン穎田) 50人参加	防災運動会を継続します。また、「避難指示」などの用語の定義変更について周知を行います。	社会・障がい者福祉課

【 精神障がい者、発達障がい者等に対する理解促進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
3	障がい特性等に関する知識の普及啓発	広報紙や各種説明会等の機会を通じて、精神障がいや発達障がいの特性等に関する正しい知識を普及させることにより、市民の理解促進を図ります。	拡充	見た目に分かりづらい障がいがあることを周囲に知らせる「ヘルプカード」を地区交流センター等公共施設に配布し、またストラップタイプの「ヘルプマーク」を本庁窓口で配布し、ヘルプカード及びヘルプマークの啓発と利用促進を行いました。 Warm Blue IIZUKAライトアップ事業(共催事業)を実施し、本庁舎を青くライトアップすることで、自閉症や発達障がいに対する知識の普及啓発を行いました。	見た目に分かりづらい障がいがあることを周囲に知らせる「ヘルプカード」を地区交流センター等公共施設に配布し、またストラップタイプの「ヘルプマーク」を本庁窓口で配布し、ヘルプカード及びヘルプマークの啓発と利用促進を行いました。 Warm Blue IIZUKAライトアップ事業(共催事業)を実施し、本庁舎を青くライトアップすることで、自閉症や発達障がいに対する知識の普及啓発を行いました。	「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」に関する正しい理解と普及に努めます。また、引き続きライトアップ事業を継続できるよう協力します。	社会・障がい者福祉課

各論第1章	心のバリアフリーの推進【啓発・広報】
-------	--------------------

施策名	ノーマライゼーションに関する理解促進
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」や、障がいのある人でも障がいのない人と同様に普通の生活ができるようにする「ノーマライゼーション」の理念についての啓発を推進します。 ●障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるため、学校における福祉教育の充実や地域における交流機会の拡大を図ります。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 学校等における福祉教育の充実 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
4	「総合的な学習の時間」の活用	小・中学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉に関する教育を実施します。	継続	障がいについて理解を深めるとともに、正しい判断力を持った児童の育成に資するため、点訳ボランティアサークルの方を講師として点字体験を実施しました。	ブラインドサッカーを実施し、コミュニケーションのあり方や互いの個性を尊重し理解し合うことの重要性について学びました。	「飯塚市障がい者計画」に基づきノーマライゼーションに関する理解促進を進めるため、各小中学校へ事例を交えて協力を依頼します。	教育総務課

【 地域におけるふれあいの促進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
5	みんなの健康・福祉のつどい	障がい者を含む市民の交流の場、障がい者問題等に関する啓発広報や健康づくりに関する情報提供の場として、飯塚市社会福祉協議会や関係団体等と連携して「みんなの健康・福祉のつどい」を開催します。	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。	今回は、やむを得ず中止しましたが、今後の動向を見据え、適切な感染予防対策により安全・安心を確保し、事業の実施に向けた検討を行います。	社会・障がい者福祉課
6	飯塚国際車いすテニス大会への支援	国際テニス連盟公認の飯塚国際車いすテニス大会への支援を通じて、障がいのある人とない人との交流促進や、市民のノーマライゼーションに関する意識の向上を図ります。	拡充	大会中止	大会中止	新型コロナウイルス感染症で3年連続の中止となったため、2023年大会以降の大会運営支援については、ボランティア参加者の新規開拓等新たな形での支援体制構築が必要となります。	スポーツ振興課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第2章	差別の解消と権利擁護の推進【権利擁護】
-------	---------------------

施策名	障がい者理由とする差別の解消の推進
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法の趣旨や目的に関する広報啓発を行い、教育や就労等の場における障がいを理由とした差別の解消を図ります。 ●市の各種事務事業の実施にあたり、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行います。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 障がいを理由とする差別の解消の推進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
7	差別解消のための広報啓発	広報紙やホームページなど各種媒体を活用して、障害者差別解消法の趣旨に沿った広報啓発を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法における合理的配慮の概念を周知するために、市職員、市民、事業者を対象とした研修会を行いました。 講座回数 1回(職員新採研修) 出席者数 37人 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法における合理的配慮の概念を周知するために、市職員、市民、事業者を対象とした研修会を行いました。 講座回数 9回(人権啓発講演会、中学校出前講座等) 出席者数 486人 	新型コロナウイルスの感染リスクを極力減らした状況で研修会を実施する方法を検討します。	社会・障がい者福祉課

施策名	権利擁護の推進
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者に対する権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るための相談・支援体制を構築し、その利用促進を図ります。 ●障がい者虐待の防止に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、虐待を受けた障がい者及び障がい者の養護者に対する支援に取り組みます。 ●障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度や権利擁護事業の周知を図り、利用促進に向けた取組みを進めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 権利擁護の推進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
8	障がい者虐待防止センターの運営	障がい者生活支援センターに併設された障がい者虐待防止センターにおいて、虐待防止に関する相談・支援を行うとともに、虐待を受けた障がい者やその養護者への支援、虐待防止のための広報啓発を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者基幹相談支援センターに虐待防止センターの役割を置き、継続して虐待に関する通報等の受付、事案への対応、虐待防止のための支援や啓発を行いました。 虐待に関する通報件数:5件 虐待と認定されたケースへの支援件数:43件 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者基幹相談支援センターに虐待防止センターの役割を置き、継続して虐待に関する通報等の受付、事案への対応、虐待防止のための支援や啓発を行いました。 虐待に関する通報件数:9件 虐待認定ケースへの支援件数:22件 	市民及び民間事業者に対する障がい者虐待防止の啓発に努めます。また、発生した虐待事案に対しては、障がい者(被虐待者)や通報者に不利益が生じないように配慮します。	社会・障がい者福祉課
9	成年後見制度の利用促進	成年後見制度を利用するために必要な申立て費用等を負担することが困難な方に対する助成や、申立てをする親族等がない場合の市長申立てなど、必要な方が適切に制度を利用できるように支援を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者ガイドブックや成年後見制度に関するパンフレットの配布により制度の周知を図りました。 令和2年度利用実績 市長申立て 1件 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者ガイドブックや成年後見制度に関するパンフレットの配布により制度の周知を図りました。 令和3年度利用実績 市長申立て 2件 	引き続き、障がい者ガイドブックやパンフレットを活用し、制度の周知を行います。	社会・障がい者福祉課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第3章	健やかに暮らすための保健・医療の充実【保健・医療】
-------	---------------------------

施策名	障がいの原因となる疾病等の予防
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病等の障がいの原因となる疾病の予防と早期発見のため、健康診査、がん検診の受診率の向上に努めます。 ●保健・医療の正しい知識の普及啓発のため、健康教育、健康相談等の各種保健事業の充実を図るとともに、事業の広報方法等をさらに見直し、事業の周知と利用促進に努めます。 ●高齢者を対象とした介護予防事業を推進し、高齢期の生きがいづくりや認知症等の予防に努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【生活習慣病等の予防や介護予防の推進】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
10	健康診査・各種がん検診	40歳以上の市民を対象に生活習慣病等の疾病を早期に発見し、生活習慣の改善や適切な治療に結びつけるための健康診査・がん検診を行います。	継続	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により、5～8月のがん検診を中止しました。 各種がん検診(口腔がん検診・クーポン受診者を含む)受診者 10,698人	新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、全日程で集団健診を実施しました。 各種がん検診(口腔がん検診・クーポン受診者含む)受診者 13,120人 (肝炎ウイルス406人、がん検診12,714人)	健康診査・集団健診について、受診率が横ばいとなっているため、SNS等を活用した広報手法の検討や、市民が受診しやすいよう公共の交通機関が利用しやすい会場の設定など、受診率向上に努めます。	健幸保健課

施策名	精神保健対策
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関と連携して、障がい者が地域で適切な医療やリハビリテーションを受けられる体制づくりに努めます。 ●障がい者が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療など医療費の公費負担・助成制度等について周知を図ります。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【保健・医療サービスの充実】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
11	自立支援医療	医療機関等と連携して、自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療費公費負担制度)の周知に努めます。	継続	障がい者ガイドブック等により制度の周知を行いました。 令和2年度実績 更生医療:入院実人員 197人 外来実人員 328人 育成医療:入院実人員 7人 外来実人員 8人 精神通院医療:実人員(コロナウイルス感染症の拡大に伴う有効期間延長者を除く) 1,360人	障がい者ガイドブック等により制度の周知を行いました。 令和3年度実績 更生医療:入院実人員 156人 外来実人員 334人 育成医療:入院実人員 8人 外来実人員 6人 精神通院医療:実人員 2,062人	更生医療及び育成医療については、ガイドブックや指定医療機関を通じて、制度を必要としている人への周知を図ります。 また、更新に必要な手続きを免除する「コロナ特例」が解除されたことで、指定医療機関と連携して申請漏れを防ぎました。	社会・障がい者福祉課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第4章	成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】
-------	-------------------------------

施策名	早期発見・早期療育の充実
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センター等において、乳幼児の健康づくりや育児に関する相談に対応します。 ●妊産婦や乳幼児に対する健康診査の受診率向上に努めるとともに、健診結果により支援・指導が必要と思われる妊産婦・乳幼児に対する訪問指導等によるフォローの充実に努めます。 ●発達に問題を抱える児童とその保護者等に対して、育成指導事業等において必要な相談・指導を行います。 ●障がい児がそれぞれの発達段階に応じて、切れ目なく保健・医療・福祉等のサービスを利用できるよう、保健福祉環境事務所や児童相談所、医療機関、福祉施設等の関係機関と連携して、支援に努めます。 ●穎田病院横に設置された「こども発達支援センター」を療育に関する本市の拠点施設と位置付けて進めてきた取り組みをさらに充実させるため、関係各課や圏域内の障がい児通所支援施設等の関係機関と連携強化に努めます。 ●障がいのある子もない子も、お互いの人権を大切にしながら地域の中でともに育つことができるよう、保育所での障がい児保育を推進します。 ●地域子育て支援センターや家庭児童相談室等での子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、これらの各種相談窓口と保健・医療・福祉・教育関連機関等との連携を強化し、障がい児の保護者に対する相談・支援に適切に対応できるよう努めます。 ●就学に際して相談・支援が必要な障がい児の把握に努めるとともに、就学前の教育相談の充実を図ります。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 障がいの早期発見 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
12	乳幼児健康診査	4か月・8か月・1歳6か月・3歳の乳幼児を対象に、身体計測、医師・歯科医師の診察や育児相談等を行います。未受診者に対する訪問等による状況把握と受診勧奨に努めます。	継続	4か月児健診 対象者1,056人 受診者926人 受診率 88%(87.7%) 8か月児健診 対象者1,075人 受診者925人 受診率 86%(86.0%) 1歳6か月児健診 対象者1,023人 受診者808人 受診率 79%(79.0%) 3歳児健診 対象者1,127人 受診者906人 受診率 80%(80.4%) 3歳児健診はR2.3分中止のため、R2度の対象として実施	4か月児健診 対象者931人 受診者913人 受診率 98%(98.1%) 8か月児健診 対象者898人 受診者883人 受診率 98%(98.3%) 1歳6か月児健診 対象者992人 受診者955人 受診率 96%(96.3%) 3歳児健診 対象者985人 受診者934人 受診率 95%(94.8%)	令和2年度から、医療機関での個別健診を実施しています。令和3年度は、受診方法も定着し、受診率は90%台になってきました。事後フォローの充実につながるよう異常の早期発見に努めます。	子育て支援課
13	乳幼児育成指導事業	【個別】言語・運動・心理等についての個別相談・指導を行います。 【集団】8か月児健診のフォローとして「運動教室」、1歳6か月児健診のフォローとして2歳前後の児童とその保護者を対象とした「あそびの教室」を開催し、作業療法士が相談・指導等を行います。	継続	【個別】 心理相談:実人員39人、延べ人員55人 言語相談:実人員122人、延べ人員220人 運動相談:実人員45人、延べ人員51人 医師相談:実人員30人、延べ人員36人 8か月児健診運動相談:実人員14人、延べ人員15人 【集団】 保健センターにおいて1クール6回を1クール実施 参加組数 8組 参加延組数 31組	【個別】 心理相談:実人員33人、延べ人員53人 言語相談:実人員100人、延べ人員173人 運動相談:実人員61人、延べ人員78人 医師相談:実人員30人、延べ人員34人 8か月児健診運動相談:実施なし。 【集団】 R3年度から当分の間中止 (感染症予防対策のため)	発達に支援の必要なお子さんの個別相談・教室の体制の評価・検討を随時行い、より良い形で母子支援ができるよう努めます。	子育て支援課
14	乳幼児育成指導事業(巡回相談事業)	保健師と臨床心理士が市内の保育所や幼稚園を巡回訪問し、発達が気になる子ども達を早期に発見して支援に結びつけることによって、子どもの健やかな成長と保護者の育児不安の解消を図ります。	継続	市内の保育所(園)・幼稚園・こども園(36か所)に巡回訪問しました。 アドバイス数 : 1,185人 個別相談者数 : 104人(実人員)	市内の保育所(園)・幼稚園・こども園(36か所)に巡回訪問しました。 アドバイス数 : 1,063人 個別相談者数 : 92人(実人員)	理解面、行動面、情緒面において支援が必要なお子さまに対し、園での関わり方の工夫等必要な支援を提供することで、安心して就学できるよう努めます。	子育て支援課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第4章

成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】

【療育・子育て支援の充実】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
15	児童発達支援センター等との連携	児童発達支援センター等の障がい児通所施設と、医療や福祉等の関係機関が連携を深めることによって、障がい児やその保護者等への支援強化を図ります。	継続	飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる専門部会である在宅医療部会から、医療的ケア児を含む障がい児に対応するためのこども部会へ移行するため、児童発達支援センター、障がい児通所支援事業者、医療機関等の関係機関と意見交換や情報共有を行う準備会を行いました。準備会4回実施	飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる専門部会である在宅医療部会から、医療的ケア児を含む障がい児に対応するためのこども部会へ移行するため、児童発達支援センター、障がい児通所支援事業者、医療機関等の関係機関と意見交換や情報共有を行う準備会を行いました。準備会1回実施	こども部会の設置により、関係機関及び庁内関係各課との連携を深め、支援強化に引き続き努めます。	社会・障がい者福祉課
16	障がい児保育事業	保護者の就労等により家庭で保育できない、集団保育が可能な障がい児を保育所で受け入れます。保育士の加配等の必要な体制づくりや保育士の資質向上に努めます。	継続	受入れ保育所(市内) 公立 3箇所(5人) 私立 4箇所(6人) 計 7箇所(11人)	受入れ(市内) 公立保育所 3箇所(6人) 私立保育所 1箇所(1人) 私立こども園 1箇所(2人) 計 5箇所(9人)	現在の保育士不足の状況では、加配の必要のない児童が先に入所しているため、定員に空きがない状況です。加配を含め、保育士が充足できるよう努めます。	保育課

【就学前支援の充実】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
17	児童発達支援(障がい児通所支援)	就学前の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	継続	児童福祉法に基づく指定を受けた事業所で訓練を実施しています。(市内では15法人が実施) 令和3年3月の実利用者数:181人	児童福祉法に基づく指定を受けた事業所で訓練を実施しています。(市内では24法人が実施) 令和4年3月の実利用者数:236人	新規利用の相談や、事業所の増加に伴い、今後も利用者の増加が見込まれます。適切なサービスの支給ができるよう、計画相談を活用し、個別のニーズにも対応できるよう努めます。	社会・障がい者福祉課
18	飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会	医師や教員、保健福祉医療の専門家等で組織する「飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会」において、障がい児の就学に関する相談・指導、支援を行います。	継続	令和3年度新入学児童・生徒等について、適切な就学先について審議を行いました。 年間 7回開催 実審議人数 120人(延べ人数 120人) 【参考】 最近の開催日数 H25年度 5回 H26年度 5回 H27年度 7回 H28年度 6回 H29年度 6回 H30年度 7回 R01年度 7回	令和4年度新入学児童・生徒等について、適切な就学先について審議を行いました。 年間 7回開催 実審議人数 121人(延べ人数 121人) 【参考】 最近の開催日数 H26年度 5回 H27年度 7回 H28年度 6回 H29年度 6回 H30年度 7回 R01年度 7回 R02年度 7回	年々審議対象児童・生徒等の増加に伴い開催回数が増えており、このため本来業務に支障が出てるとの意見が委員から寄せられています。各委員の負担にならない範囲での参加を依頼しつつ、開催回数を増やしていきます。	学校教育課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第4章	成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】
-------	-------------------------------

施策名	学校教育の充実
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいを含む、すべての障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた適切な教育を行うため、特別支援学級や通級による指導等の充実に努めます。 ●小・中学校において特別支援学級の児童生徒とその他の児童生徒との日常的な交流を促進するほか、特別支援学校(養護学校)の児童生徒との交流機会の充実に努めます。 ●高等学校等と連携して、進学を支援するための学校見学や体験入学等を含めた進路指導の充実に努めます。 ●県教育センター等の教育専門機関等と連携しながら、適応指導教室やスクールカウンセラー等も含めた、教育に関する相談支援体制の充実に努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 特別支援教育等の推進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
19	特別支援学級の設置	小・中学校に在籍する障がいを持つ児童生徒に個々のニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援学級を設置しています。	継続	小学校18校に60学級、中学校10校に23学級設置しました。また、通級指導教室を3校(飯塚小、高田小、飯塚第一中)に設置しました。	小学校18校に60学級、中学校10校に23学級設置しました。また、通級指導教室を3校(飯塚小、高田小、飯塚第一中)に設置しました。	今後も学校からの特別支援学級等設置の要望に基づき、市教育委員会が県教育委員会に設置の要望をしていきます。	学校教育課
20	就学相談事業	障がいのある児童・生徒の保護者に対して教育相談を行うとともに、「飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会」を組織し、医師等専門家の意見を聞きながら適切な就学相談・指導を行います。	継続	就学相談会を実施し適切な指導を行いました。また、特に必要がある児童生徒については、心身障がい児(生)就学指導委員会の意見をもとに当該児童・生徒等への指導を行いました。 就学前児相談実人数 79人 (延べ人数 79人)	就学相談会を実施し適切な指導を行いました。また、特に必要がある児童生徒については、心身障がい児(生)就学指導委員会の意見をもとに当該児童・生徒等への指導を行いました。 就学前児相談実人数 92人 (延べ人数 92人)	相談申込件数の増加に伴いほぼ毎年1日(7件)の相談回数を増やしておりますが、相談枠が足りず随時相談日を設けて対応しています。しかし、面談時以外のも事前の情報収集や事後の学校との連絡調整等にも時間を要しており、他業務との兼務が困難な状況に陥っています。社会的な受容の進捗とともに、相談の需要も増加の一途をたどっているため相談回数の増加により対応いたしますが、専任職員の配置あるいは就学前担当部署と一体化した部署の設置が必要になると思われます。	学校教育課

【 放課後等支援の充実 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
21	放課後等デイサービス(障がい児通所支援)	学校の授業終了後または休業日において、障がい児の生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの機会を提供します。	継続	児童福祉法に基づく指定を受けた事業所で訓練を実施しています。(市内では15法人が事業を実施) 令和3年3月の実利用者数443人	児童福祉法に基づく指定を受けた事業所で訓練を実施しています。(市内では28法人が事業を実施) 令和4年3月の実利用者数348人	新規利用の相談や、事業所の増加に伴い、今後も利用者の増加が見込まれます。適切なサービスの支給ができるよう、計画相談を活用し、個別のニーズにも対応できるよう努めます。	社会・障がい者福祉課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第4章	成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】
-------	-------------------------------

施策名	生涯学習の充実
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の学習活動やサークル活動を支援するため、学習活動に必要な情報や場所等の提供に努めます。 ●障がい者が公民館等の地域で行われる様々な学習講座等に参加できるよう、環境整備に努めます。 ●点字・朗読ボランティア等と連携して、点字・録音図書等の障がい者の利用に配慮した学習支援機材・資料の充実に努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【生涯学習の推進】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
22	日常生活訓練事業	サン・アビリティーズいっぴくで障がい者を対象に実施している華道、茶道、料理、絵画、書道等の各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○華道教室(知・身・聴) 実施日数 4日間、延べ参加者数 30人 ○華道教室(視) 実施日数 5日間、延べ参加者数 17人 ○書道教室 実施日数 7日間、延べ参加者数 30人 ○絵画教室 実施日数 6日間、延べ参加者数 14人 ○料理教室 実施日数 2日間、延べ参加者数 8人 ○パソコン教室 実施日数 16日間 延べ参加者数 55人 	<ul style="list-style-type: none"> ○華道教室(知・身・聴) 実施日数 3日間、延べ参加者数 21人 ○華道教室(視) 実施日数 0日間、延べ参加者数 0人 ○書道教室 実施日数 7日間、延べ参加者数 29人 ○絵画教室 実施日数 7日間、延べ参加者数 21人 ○料理教室 実施日数 3日間、延べ参加者数 11人 ○パソコン教室 実施日数 19日間 延べ参加者数 57人 	令和3年度においては、新型コロナウイルスの影響により、十分な実施ができませんでした。コロナ終息後は、時代の流れや利用者のニーズに応えながら、事業メニューの充実と参加者の増加を図ります。	社会・障がい者福祉課
23	障がい者週間にあわせた作品展の開催	障がい者週間にあわせて、サン・アビリティーズいっぴくや市役所内において絵画や工作物の障がい者の作品を展示します。	継続	<p>期間中サン・アビリティーズいっぴくにおいて、12月4日～6日に「ふれあいあーとフェスタ」と称して、障がい者の絵画や工作物の展示を行いました。令和2年度は物販等は実施していません。</p> <p>また、12月15日～16日の2日間、多目的ホールにて障がい当事者団体や障がい者支援施設利用者の作品展を行いました。共生社会ホストタウンの取組として発達障がい啓発VR体験コーナーを設置しました。</p>	<p>期間中サン・アビリティーズいっぴくにおいて行ってきた「ふれあいあーとフェスタ」を中止し、かわりにサン・アビリティーズいっぴくの施設案内のマスクを新飯塚駅前配布しました。また、施設を紹介するパネルを作成するとともに、日常生活訓練の作品をサン・アビリティーズいっぴく玄関内に展示しました。</p> <p>また、12月8日～9日の2日間、多目的ホールにて障がい当事者団体や障がい者支援施設利用者の作品展を行いました。</p>	サン・アビリティーズいっぴく周知用のノベルティとしてマスクを作成し配布することは初めての試みでしたが、ノベルティをマスクとすることで受け取ってくれる人が多く、施設の周知に努めることができました。今後も新型コロナウイルスの感染状況により柔軟に対応するようにします。	社会・障がい者福祉課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第5章	障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】
-------	--------------------------

施策名	相談支援の充実
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の生活面でのさまざまな困りごと等に関する相談支援事業の充実を図ります。 ●障がい者が一人ひとりの特性やニーズに応じて適切にサービスを利用できるようにするための「計画相談支援」について、関係事業者等に対する指定相談支援事業所設置の働きかけや情報提供を通じて、圏域における体制整備を図ります。 ●障がい者同士が行う援助として有効なピアカウンセリングの充実のため、当事者や障がい者の家族による相談活動を支援します。 ●障がい者が相談できる窓口の周知を図るとともに、各種相談窓口の相談員の資質向上に努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 相談支援の充実 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
24	「障がい者生活支援センター」における相談支援事業	2市1町で共同設置している5か所の「障がい者生活支援センター」において、障がい者の日常生活上の相談対応や情報提供、福祉サービスの利用援助等を行う「相談支援事業」を実施し、地域における相談支援体制の充実を図ります。	継続	障がい者基幹相談支援センターにおいて、継続して様々な相談の受付及び各種支援を実施しました。 相談・支援件数 9,633件 (この内、相談件数 953件)	障がい者基幹相談支援センターにおいて、継続して様々な相談の受付及び各種支援を実施しました。 相談・支援件数 11,128件 (この内、相談件数 1,055件)	2市1町担当者及び基幹相談支援センターの相談支援専門員による事務局会議を月1回行い、飯塚圏域の相談支援体制の充実を図ります。	社会・障がい者福祉課
25	障がい者相談員制度	障がい者の在宅生活を支援するため、障がい当事者による日常生活上の相談への対応と、各種サービス利用に対する相談・利用手続きの援助等を行います。	継続	16人の相談員(身体9人、知的4人、精神3人)が、地域の障がい者等のさまざまな相談を受けています。 相談件数 身体 30件 知的 57件 精神 466件 計 553件	16人の相談員(身体9人、知的4人、精神3人)が、地域の障がい者等のさまざまな相談を受けています。 相談件数 身体 25件 知的 25件 精神 459件 計 509件	対面による相談会が中止となり、特に精神障がい者からの相談件数の減少が顕著です。 対面相談再開後の相談件数の動向を注視し、必要な取組を検討します。	社会・障がい者福祉課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第5章	障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】
-------	--------------------------

施策名	在宅福祉サービスの充実
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅で生活する障がい者が日常生活に必要な支援・介助を十分に受けられるよう、居宅介護等の各種障がい福祉サービスの基盤整備を図るとともに、日常生活用具の給付や訪問入浴、配食等のサービスを充実します。 ●障がい者の外出を支援するため、同行援護や移動支援等のサービスの周知と利用促進に努めます。 ●障がい者の家族への支援として、家族の就労や社会参加、休息及び緊急時対応として活用できる日中一時支援事業や短期入所等のサービスの周知と利用促進に努めます。 ●障がい者が自らの希望に応じて様々な日中活動を選択できるよう、サービスの質・量両面での充実や地域活動支援センターの機能の充実等に努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【在宅支援】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
26	障がい福祉サービス（自立支援給付）の基盤整備	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護等）や短期入所等の障害者自立支援法における各種障がい福祉サービスの基盤整備に努めます。	継続	県と連携して、サービス基盤整備に係る事業者への情報提供等に努めました。令和2年度末現在の市内における訪問系サービス事業所数は別紙1のとおりです。	県と連携して、サービス基盤整備に係る事業者への情報提供等に努めました。令和3年度末現在の市内における訪問系サービス事業所数は別紙1のとおりです。	県及びサービス事業者と連携しながら、地域のニーズに応じたサービス基盤の整備に努めます。	社会・障がい者福祉課
27	障がい者在宅サービス事業	調理の困難な障がい者等を対象とした配食サービス、寝具の乾燥等が困難な障がい者等を対象とした寝具乾燥及び洗濯サービス、外出して調髪することが困難な障がい者等を対象とした訪問理美容サービス、訪問による入浴サービス、緊急時の連絡手段の確保が困難な一人暮らしの障がい者を対象とした通報システムの設置等を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○配食サービス 実利用者数 9人 利用回数 1,502食 ○寝具乾燥及び洗濯サービス 実利用者数 0人 ○訪問理美容サービス 実利用者数 1人 ○訪問入浴サービス 実利用者数 2人 利用延回数 56回 ○緊急通報システムの設置 実利用者数 1人 	<ul style="list-style-type: none"> ○配食サービス 実利用者数 7人 利用回数 1,443食 ○寝具乾燥及び洗濯サービス 実利用者数 0人 ○訪問理美容サービス 実利用者数 1人 ○訪問入浴サービス 実利用者数 2人 利用延回数 78回 ○緊急通報システムの設置 実利用者数 1人 	サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知に努めます。	社会・障がい者福祉課
28	日中一時支援事業	日中に一時的な見守りを必要とする障がい児・者を預かり、家族の就労支援や休息の確保を図ります。	継続	実利用者数 104人 延べ利用回数 3,048回	実利用者数 108人 延べ利用回数 3,185回	サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知に努めます。	社会・障がい者福祉課
29	補装具、日常生活用具等の給付	身体機能を補完・代替する補装具や、日常生活に必要な介護訓練支援用具・自立生活支援用具等の給付・貸与、住宅改修費の支給を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○補装具費の給付件数 交付164件 修理90件 (装具49件・補聴器82件・車いす50件等) ○日常生活用具の給付件数 3,902件 (介護・訓練支援用具 9件、自立生活支援用具 17件、在宅療養等支援用具 29件、情報・意思疎通支援用具 20件、排泄管理支援用具 3,822件、住宅改修 5件) 	<ul style="list-style-type: none"> ○補装具費の給付件数 交付195件 修理72件 (装具50件・補聴器87件・車いす27件等) ○日常生活用具の給付件数 3,837件 (介護・訓練支援用具 7件 自立生活支援用具 20件 在宅療養等支援用具 16件 情報・意思疎通支援用具 18件 排泄管理支援用具 3,773件 住宅改修 3件) 	サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知に努めます。	社会・障がい者福祉課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第5章	障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】
-------	--------------------------

【 外出支援 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
30	同行援護	重度視覚障がい者の外出時において、移動に必要な情報の提供と移動の援護を行います。	継続	実利用者数 68人 延べ利用時間 5,027.5時間	実利用者数 55人 延べ利用時間 6,215.5時間	サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知に努めます。	社会・障がい者福祉課
31	移動支援事業	「同行援護」の対象者以外の障がい者が外出する際の支援を行います。	継続	実利用者数 57人 延べ利用時間 3,438 時間	実利用者数 49人 延べ利用時間 3,140 時間	サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知に努めます。	社会・障がい者福祉課
32	福祉タクシー利用券の交付	在宅の重度障がい者がタクシーを利用する際のタクシー料金を助成する福祉タクシー利用券を交付します。	継続	交付者数 468人 延べ使用枚数 11,524枚	交付者数 454人 延べ使用枚数 11,458枚	申請条件を満たしている人が、申請漏れしないように制度の周知活動に努めます。	社会・障がい者福祉課

【 日中活動支援 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
33	日中活動系サービス(訓練等給付)の基盤整備	生活訓練、機能訓練、就労移行支援、就労継続支援等の障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスの基盤整備に努めます。	継続	県と連携し、サービス基盤整備に係る事業者への情報提供等を行いました。令和2年度末現在の市内における日中活動系サービス事業所数は別紙1のとおりです。	県と連携し、サービス基盤整備に係る事業者への情報提供等を行いました。令和3年度末現在の市内における日中活動系サービス事業所数は別紙1のとおりです。	県及びサービス事業者と連携し、地域のニーズに応じたサービス基盤の整備に努めます。	社会・障がい者福祉課
34	地域活動支援センターの運営	障がい者に創作的活動・生産活動の場や社会との交流促進の機会を提供します。	継続	市内に1か所設置している地域活動支援センターにおいて、障がい者に日中活動の場を提供しました。 年間延利用者数 2,985人(飯塚市 1,055人)	市内に1か所設置している地域活動支援センターにおいて、障がい者に日中活動の場を提供しました。 年間延利用者数 2,977人(飯塚市 1,547人)	センターの運営受託事業者と協議し、利用者のニーズに応えるための適切な事業運営を図ります。	社会・障がい者福祉課

施策名	住まいの確保
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での共同生活の場として、グループホーム等の基盤整備に努めます。 ●障がい者や高齢者に配慮した安全で住みよい公営住宅の整備に努めます。 ●障がい者の居住支援として、「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」等の周知と利用促進に努めます。 ●自宅や地域での生活が困難な障がい者の生活の場である入所施設に対して、入所者の人権が尊重され、快適に生活できる施設環境づくりを要請していきます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 障がい者に配慮した住まいの確保 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
35	グループホーム等の基盤整備	障がい者が地域で生活する場としてのグループホーム等の基盤整備に努めるとともに、低所得の入居者に対する家賃助成(特定障がい者特別給付費の支給)を行います。	継続	県と連携して、サービス基盤整備に係る事業者への情報提供等に努めました。令和2年度末現在の市内におけるグループホーム設置数は別紙1のとおりです。	県と連携して、サービス基盤整備に係る事業者への情報提供等に努めました。令和3年度末現在の市内におけるグループホーム設置数は別紙1のとおりです。	県及びサービス事業者と連携し、地域のニーズに応じたサービス基盤の整備に努めます。	社会・障がい者福祉課
36	入所施設の確保(施設入所支援)	自宅や地域での生活が困難な障がい者が入所できるよう、県等と連携して、必要な入所施設・定員の確保に努めます。	継続	県と連携して、サービス基盤整備に係る事業者への情報提供等に努めました。令和2年度末現在の市内における入所施設数は別紙1のとおりです。	県と連携して、サービス基盤整備に係る事業者への情報提供等に努めました。令和3年度末現在の市内における入所施設数は別紙1のとおりです。	県及びサービス事業者と連携し、地域のニーズに応じたサービス基盤の整備に努めます。	社会・障がい者福祉課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第6章	経済的自立のための就労支援の充実【就労】
施策名	雇用の場の確保と拡大
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●公共職業安定所等の関係機関と連携して、民間の事業所・企業等に対し法定雇用率の遵守等の障がい者雇用への理解促進を図るとともに、改正障害者雇用促進法等の関連法制度についての周知に努めます。 ●公共職業安定所等の関係機関と連携して、トライアル雇用やジョブコーチ支援制度などの障がい者と雇い主の双方を支援する制度や、障がい者雇用に関わる各種助成制度等の周知に努め、各種制度の活用を促進します。 ●福岡労働局、公共職業安定所が実施している障害者雇用促進面談会や障害者雇用促進展など、障がい者の合同面接会や啓発事業等への参加を促進し、雇用機会の充実に努めます。 ●障がい者の市職員採用に積極的に取り組み、法定雇用率の遵守・向上に努めるとともに、インターンシップ制度の構築や、障がい者が就労するにあたっての業務の整備やサポートのあり方等を研究しながら、臨時的任用等の検討を行い、障がい者の働く場の確保に努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 雇用機会の確保 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
37	市職員採用 (臨時的任用等を含む)	障がい者の法定雇用率の遵守・向上に努めます。また、臨時的任用等さまざまな形態を検討しながら、身体・知的・精神の障がい種別にかかわらず、障がい者の働く場の確保に努めます。	継続	本市の雇用率が法定雇用率を下回ったため、新規採用(1名)を実施しました。令和2年度から障がい者雇用として新たに2名の会計年度任用職員を雇用し、障がい者の働く場の確保に努めました。 ・R2.4.1採用 1名 [参考](R2.6.1現在) 地方公共団体法定雇用率 2.50% 飯塚市雇用率 2.11%	本市の実雇用率は2.66%であり法定雇用率を達成しています。令和2年度から継続して、障がい者雇用として2名の会計年度任用職員を雇用しており、障がい者の働く場の確保に努めました。 ・令和3年度新規職員採用 1名 [参考]地方公共団体法定雇用率 2.60% 飯塚市実雇用率 2.66%	引き続き、新規採用・会計年度任用職員の任用に取組み、法定雇用率の順守、向上に努め、障がいの種別にかかわらず、障がい者の働く場の確保に努めます。	人事課

施策名	就労支援体制の充実
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合支援法における就労移行支援事業等、一般就労移行のための訓練等に係るサービスの基盤整備に努めます。 ●公共職業安定所等の関係機関と連携して、トライアル雇用やジョブコーチ支援制度などの障がい者の職場定着を支援する各種制度の周知と活用促進に努めます。 ●障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、障がい者の就労に関する支援の充実に努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 就労支援の推進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
38	就労移行支援事業	一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練等を行います。	継続	令和3年3月の実利用者数:66人	令和4年3月の実利用者数:49人	サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知に努めます。	社会・障がい者福祉課
39	就職支度金助成制度	障がい者の就労に際して就職支度金の支給による助成を行います。	継続	令和2年度実績 0件	令和3年度実績 0件	サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知に努めます。	社会・障がい者福祉課
40	職場実習生の受け入れ	障がい者に職場体験の機会を提供するため、特別支援学校の生徒のインターンシップをはじめとした職場実習生の受け入れに取り組みます。	継続	令和2年8月に1名、10月に1名、直方特別支援学校の生徒、2名の受け入れを行いました。今回の受け入れについては、対象者の事前確認(学校訪問)、受入に係る協定書等の事務手続きを行い、社会・障がい者福祉課において生徒の体調に応じて半日から1日の職場体験の提供を行いました。	令和3年8月に2名、令和4年1月に1名、直方特別支援学校の生徒、計3名の受け入れを行いました。受け入れにあたっては、対象者の事前確認(学校訪問)、受入に係る協定書等の事務手続きを行い、社会・障がい者福祉課において1日の職場体験の提供を行いました。	対象者の事前確認を十分に学校と行い、積極的に受け入れるよう努めます。	社会・障がい者福祉課 人事課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第6章	経済的自立のための就労支援の充実【就労】
-------	----------------------

施策名	福祉的就労の場の確保
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法における就労継続支援事業等の福祉的就労に係るサービスの充実に努めます。 ● 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労支援施設等からの物品等調達を推進します。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 福祉的就労の場の確保 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
41	就労継続支援事業(A型・B型)	一般企業等への就労が困難な障がい者に対して、就労や生産活動の場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。	継続	令和3年3月の実利用者数 就労継続支援A型: 143人 就労継続支援B型: 419人	令和4年3月の実利用者数 就労継続支援A型: 127人 就労継続支援B型: 397人	サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知に努めます。	社会・障がい者福祉課
42	障がい者就労施設等からの優先調達の推進	飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針に沿って、関係各課に対して優先調達に関する働きかけを行います。	継続	○物品(燃料、記念品等)調達実績 1,273,939円 ○役務(草刈り、清掃等)調達実績 6,400,733円 計 7,674,672円	○物品(燃料、記念品等)調達実績 842,660円 ○役務(草刈り、清掃等)調達実績 7,672,870円 計 8,515,530円	単年度事業における発注などの特殊要因を除いた上で、前年度の実績額を下回らないよう制度の周知に努め進捗管理を行います。	社会・障がい者福祉課

各論第7章	多様な社会参加の促進【社会参加】
-------	------------------

施策名	地域活動への参加促進
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者が地域の活動・行事に参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、障がい者に対する情報提供や理解の促進など社会的障壁を除去するための取組みを推進します。 ●バリアフリーマップの活用を通じて、市内のバリアフリー施設等に関する情報提供に努めるとともに、障がい者の社会参加に関する市民意識の向上を図ります。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 地域活動への参加促進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
43	自動車運転免許取得・改造助成事業	障がい者の社会参加・外出支援の一環として、自動車運転免許取得や所有する自動車の改造に関わる費用を助成します。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車運転免許取得助成事業 申請件数 2件 助成額 200,000円 ○自動車改造助成事業 申請件数 7件 助成額 700,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車運転免許取得助成事業 申請件数 4件 助成額 400,000円 ○自動車改造助成事業 申請件数 5件 助成額 493,000円 	利用者それぞれのケースを適切に把握し、制度内で柔軟に対応するよう努めます。	社会・障がい者福祉課
44	福祉バス借り上げの助成	障がい者の地域活動支援として、障がい者団体が実施する行事でバスを借り上げる際の費用を助成します。	継続	利用団体 1団体 助成額 75,140円	利用団体 0団体 助成額 0円 感染症予防の観点から、行事等がすべて中止となったため、利用がありませんでした。	新型コロナウイルスの終息を見据え、各団体には利用を促します。	社会・障がい者福祉課
45	バリアフリーマップの活用	市内のバリアフリー施設や障がい者用トイレ(車いす、オストメイト対応)設置箇所等を示したバリアフリーマップについて、障がい者等への周知を図り、活用を促進します。	拡充	共生社会ホストタウンの事業を活用し、福岡県が運営するWEB版バリアフリーマップ「ふくおかバリアフリーマップ」に市内事業所等205施設を反映させました。	共生社会ホストタウンの事業を活用し、福岡県が運営するWEB版バリアフリーマップ「ふくおかバリアフリーマップ」に新たに市内事業所等10施設を反映させました。	新規事業所の開拓や閉鎖事業所の把握を行い、最新の情報提供に努めます。	社会・障がい者福祉課
46	まごころ駐車場の整備	車の乗り降りに配慮が必要な障がい者や高齢者などが、公共施設や店舗等で特定の場所に車を停めて安全かつ安心して施設を利用できるように支援する「ふくおか まごころ駐車場」について、市内の公共施設等への拡大に努めます。	拡充	まごころ駐車場の新規設置はありませんでした。	「まごころ駐車場」としての登録はありませんが、障がい者専用駐車場を整備しました。 穂波交流センター 4台 鯉田交流センター 1台 二瀬交流センター 2台	新規公共施設の建設予定課に対し、まごころ駐車場の整備の拡大に努めます。	社会・障がい者福祉課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第7章	多様な社会参加の促進【社会参加】
-------	------------------

施策名	スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●「飯塚国際車いすテニス大会」「さわやかスポーツ大会」等の各種大会の開催を支援するとともに、障がい者団体等と連携して周知と参加促進に努めます。 ●障がい者作品展などに関する広報活動の充実を図り、出展、参加機会の提供に努めます。 ●障がい者の学習活動、サークル活動への参加促進を図るため、公共施設使用料減免制度などの情報提供やその他の活動支援に努めます。 ●サン・アビリティーズいづかの管理運営について、指定管理者と連携し、障がい者がより利用しやすい環境づくりに努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
47	飯塚国際車いすテニス大会への支援 【事業番号6に同じ】	国際テニス連盟公認の飯塚国際車いすテニス大会への支援を通じて障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのある人となない人との交流促進や、市民のノーマライゼーションに関する意識の向上を図ります。	拡充	大会中止	大会中止	新型コロナウイルス感染症で3年連続の中止となったため、2023年大会以降の大会運営支援については、ボランティア参加者の新規開拓等新たな形での支援体制構築が必要となります。	スポーツ振興課
48	さわやかスポーツ大会	市内に居住する障がい者のスポーツを通じた健康づくりを図るとともに、大会に参加するボランティア等との交流を促進します。	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。	2年連続の中止となりましたが、競技内容や開催時間の分散化等、新型コロナウイルス感染防止策を検討し、参加者が参加しやすい環境の整備に努めます。	社会・障がい者福祉課
49	障がい者週間にあわせた作品展の開催 【事業番号23に同じ】	障がい者週間にあわせて、サン・アビリティーズいづかや市役所において絵画や工作物などの障がい者の作品を展示し、活動の成果発表の場を提供します。	継続	期間中サン・アビリティーズいづかにおいて、12月4日～6日に「ふれあいあーとフェスタ」と称して、障がい者の絵画や工作物の展示を行いました。令和2年度は物販等は実施していません。また、12月15日～16日の2日間、多目的ホールにて障がい当事者団体や障がい者支援施設利用者の作品展を行いました。共生社会ホストタウンの取組として発達障がい啓発VR体験コーナーを設置しました。	期間中サン・アビリティーズいづかにおいて行ってきた「ふれあいあーとフェスタ」を中止し、かわりにサン・アビリティーズいづかの施設案内のマスクを新飯塚駅前配布しました。また、施設を紹介するパネルを作成するとともに、日常生活訓練の作品をサン・アビリティーズいづか玄関内に展示しました。また、12月8日～9日の2日間、多目的ホールにて障がい当事者団体や障がい者支援施設利用者の作品展を行いました。	サン・アビリティーズいづか周知用のノベルティとしてマスクを作成し配布することは初めての試みでしたが、ノベルティをマスクとすることで受け取ってくれる人が多く、施設の周知に努めることができました。今後も新型コロナウイルスの感染状況により柔軟に対応するようにします。	社会・障がい者福祉課

【 サン・アビリティーズいづかの活用 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
50	障がい者の活動の場の提供	指定管理者による適切な施設管理・運営により、障がい者の活動拠点施設としての充実を図ります。	継続	NPO法人いづか障害児者団体協議会を指定管理者として管理・運営を行っています。(指定管理期間は平成28年度から令和2年度まで) 運営委員会や利用者懇談会等の実施など、その運営には広く利用者等の声を取り入れるようにしています。	NPO法人いづか障害児者団体協議会を指定管理者として管理・運営を行っています。(指定管理期間は令和3年度から令和7年度まで) 運営委員会や利用者懇談会等の実施など、その運営には広く利用者等の声を取り入れるようにしています。	部屋の定員の設定により、利用者数が減少しています。「障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」を実現するため、スポーツ、レクリエーション活動や文化活動を通じて障がい者の社会参加を促進し、障がい者が利用しやすく安全かつ快適な環境の提供に努めます。	社会・障がい者福祉課

各論第7章	多様な社会参加の促進【社会参加】
-------	------------------

施策名	当事者・団体の自発的活動に対する支援
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●「ふれあいサマースクーリング」「あすなるキャンプ」など障がい児・者の社会参加につながるイベントを推進します。 ●団体等が実施する各種活動に対して支援を行うとともに、障がい者手帳取得者等に障がい者団体等の存在を広く周知します。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 当事者による交流活動等の促進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
51	ふれあいスクーリング	夏休み期間中に、市内に居住する小学生から高校生までの障がい児を対象としたスクーリングを実施し、障がい児の社会参加促進を図ります。あわせて、スクーリングに参加する学生ボランティアが障がい児とともに様々なカリキュラムに取り組むことを通じて、ボランティアとしての人材育成を図ります。	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。	2年連続の中止となりましたが、開催内容や時間を工夫することで、参加者が参加しやすい環境を整えるように努めます。	社会・障がい者福祉課
52	あすなるキャンプ	市内に居住する障がい児・者とその保護者等を対象に実施し、社会参加促進を図ります。障がい児・者が集団生活の中で様々なことを体験する場として、また同じ悩みなどを抱える保護者間の交流の場となるように、内容の充実に努めます。	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期し、できるだけ実施する方向で検討していましたが、参加者が集まらず中止しました。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期し、できるだけ実施する方向で検討していましたが、参加者が集まらず中止しました。	2年連続の中止となりましたが、開催内容や時間を工夫することで、参加者が参加しやすい環境を整えるように努めます。	社会・障がい者福祉課

【 障がい者団体への支援 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
53	障がい者団体の支援	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の当事者や家族が組織する団体を支援し、障がい者の自立更生、社会参加の促進を図ります。	継続	身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会等の団体に対し、支援を行いました。	身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会等の団体に対し、当事者団体等活動費補助金交付を行いました。	例年の事業が新型コロナウイルスの影響により実施できず、代替の事業実施も困難な状況であるため、活動内容の見直しの助言や必要に応じた活動支援に努めます。	社会・障がい者福祉課
54	福祉バス借り上げの助成【事業番号44に同じ】	障がい者の地域活動支援として、障がい者団体が実施する行事でバスを借り上げる際の費用を助成します。	継続	利用団体 1団体 助成額 75,140円	実績なし。	新型コロナウイルス感染防止のためバス利用を控えている団体があります。活動再開後に利用しやすいように、団体に対して声掛けに努めます。	社会・障がい者福祉課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第8章	安全・安心なまちづくりの推進【生活環境】
施策名	道路・生活空間の整備
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●市民生活に密着した公共施設や市庁舎等の建設・改修等に当たっては、障がい者や高齢者等の関係団体の意見を反映させながら、障がい児・者の利用に配慮したバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく施設・設備の整備を図ります。 ●障がい者や高齢者に配慮した公園、スポーツ・レクリエーション施設等の整備・改善に努めます。 ●道路環境の整備等にあたり、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。 ●拠点連携型の都市づくりにあたり、障がい者や高齢者に配慮した生活空間の創出に努めます。 ●民間施設に対して、バリアフリー法や「福岡県福祉のまちづくり条例」等に関する啓発に努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 道路・生活空間の整備 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
55	道路改良事業	幅広い歩道の整備、段差の解消、視覚障がい者誘導ブロック等の設置促進を図ります。	継続	大日寺・吉原町線の190m区間において歩道拡幅工事を実施し、歩行者の安全確保を図りました。立岩・上三緒線においては、今後の歩道拡幅工事に向けて用地測量を実施しました。	立岩・上三緒線において、今後の歩道設置工事に向けて用地買収を実施しました。	補助事業等を活用し歩道整備事業を実施し、歩行者等の安全確保を図ります。	土木建設課
56	公園施設・設備等の整備・管理	障がい者の利用に配慮した公園施設・設備の整備や維持管理に努めます。	継続	整備等の実績はありませんでした。引き続き、誰もが利用しやすいように、バリアフリーや、ユニバーサルデザインの視点に立った機能を損なわないように維持管理を行いました。	秋松西公園にインクルーシブ遊具である回転遊具を1件設置しました。 ※インクルーシブ遊具・・・身体に障がいのあるなしに関わらず楽しめるよう配慮された遊具	誰もが利用しやすいように、バリアフリーや、ユニバーサルデザインの視点に立った機能を損なわないように維持管理を行います。	都市計画課

【 公共施設等の整備 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
57	公共的施設等整備事業	市庁舎等の施設のバリアフリー化等はもとより、施設までの道路改良や交通網確保等も考慮した総合的な視点による整備・改良に努めます。	継続	<p>【総務課】誰もが利用しやすいように、バリアフリーや、ユニバーサルデザインの視点に立った機能を損なわないように施設管理を行いました。</p> <p>【まちづくり推進課】「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき設計した、鯉田・二瀬交流センターの建設工事を実施しました。(R3年度竣工予定) また、穂波交流センターにエレベーターを、立岩交流センター施設内に、点字ブロックを設置しました。</p>	<p>【総務課】誰もが利用しやすいように、バリアフリーや、ユニバーサルデザインの視点に立った機能を損なわないように施設管理を行いました。</p> <p>【まちづくり推進課】「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき設計した、庄内交流センターの改築工事、幸袋交流センターの建設工事を実施しました。(R4年度竣工予定)</p>	<p>【総務課】引き続きバリアフリーや、ユニバーサルデザインの視点に立った施設管理を行います。</p> <p>【まちづくり推進課】今後の交流センター改修工事事業には、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づいた設計を行っていきます。</p>	総務課 まちづくり推進課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第8章

安全・安心なまちづくりの推進【生活環境】

【 公共施設等の整備 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
58	学校施設の整備	小・中学校のバリアフリー化のため、各校からの施設・設備改善等の要請に適切に対応していきます。	継続	小学校 リフト設置1校(鯉田小)	○児童センター・児童館 スロープ設置1校(大分児童館)	各校からの要請に適切に対応します。	教育総務課
59	社会教育施設等の整備	公民館や体育施設等で障がい者にとって利用しづらい施設について、エレベーターやスロープ設置等のバリアフリー化に努めます。	継続	【まちづくり推進課】交流センターについては、社会教育施設とは異なる位置づけを行ったため、事業番号No.57で報告 【健幸都市推進課】体育施設の整備実績はありませんでした。	【スポーツ振興課】新体育館建設着工	福岡県福祉のまちづくり条例に基づいた施設整備を推進します。	スポーツ振興課

施策名	防災・防犯体制の整備
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙・パンフレット等により、防災知識の普及啓発と避難場所等の必要な情報を提供するとともに、避難場所掲示案内板等の設置を図ります。 ● 飯塚市地域防災計画等に基づき、地域と連携した自主防災組織の設立や防犯ボランティアの育成を図ります。 ● 福祉避難所の設置や必要な用具の備蓄など、障がいの特性に応じた災害時支援体制の確立に努めます。 ● 消費者としての障がい者の利益を守るため、消費者トラブルに関する相談窓口やトラブルからの救済等に関する知識の普及を図るとともに、障がい者団体等と連携してトラブルの防止と早期発見に努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 防災・防犯対策の推進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
60	災害時要援護者に対する支援の充実	地域防災計画及び避難支援プラン全体計画に基づき、避難支援プラン個別計画の策定や、災害弱者に対する避難所生活の支援拡充を推進します。また、避難等の際に支援が必要な障がい者等を把握するための台帳を整備し、迅速かつ的確な情報提供に努めます。	継続	避難行動要支援者名簿の更新調査により、対象となる障がい者のうち903人を掲載し、情報共有を図りました。	避難行動要支援者名簿の更新調査により、対象となる障がい者のうち888人を掲載し、情報共有を図りました。	対象者の把握を適切に行い、次年度以降も名簿の更新調査を行うことで、災害時の要支援者対策を推進します。	高齢介護課 社会・障がい者福祉課
61	広報・ホームページによる防災情報の提供	広報いづかやホームページ等で、避難場所等も含めた様々な防災情報の提供に努めます。	継続	広報いづか6月号の「防災特集」で冊子「いづか防災」の紹介や災害時避難所における新型コロナウイルス感染症対策、避難所一覧を掲載し、ホームページにも避難所一覧を掲載しました。	広報いづか6月号の「防災特集」で冊子「いづか防災」の紹介や災害時避難所における新型コロナウイルス感染症対策、避難所一覧を掲載し、ホームページにも避難所一覧を掲載しました。	昨年に引き続き、感染症対策について啓発することができました。広報いづかに「防災特集」を掲載し、防災情報の提供を行っていきます。また、市ホームページによる情報提供も併せて行っていきます。	防災安全課

各論第8章	安全・安心なまちづくりの推進【生活環境】
-------	----------------------

【 防災・防犯対策の推進 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
62	携帯電話のメール機能などを使った災害情報の発信	情報提供を希望する障がい者等の携帯・固定電話番号、メールアドレス、FAX番号等を登録し、災害や避難に関する情報を発信します。また、メールアドレスの登録が不要なエリアメールを利用して、避難勧告等の緊急情報を携帯電話へ発信します。	継続	令和2年7月の大雨や9月の台風10号の際には、エリアメールを発信し、市内全域の人々に災害情報などを発信しました。	令和3年8月の大雨の際には、エリアメールを発信し、市内全域の人々に災害情報などを発信しました。	エリアメールの使用により、情報発信が容易になりました。引き続きワンストップ防災情報システムとエリアメールの併用で災害情報発信を行っていきます。	防災安全課
63	災害時に備えたストーマ装具の保管	災害時の避難生活に備えるためストーマ装具の備蓄を希望する人の装具を預かり、市役所本庁及び各支所に保管します。	継続	令和2年度末における保管状況は次のとおりです。 本庁 1名分、穂波支所 1名分（計 2名分）	令和3年度末における保管状況は次のとおりです。 本庁 2名分（計 2名分）	利用者それぞれのケースを適切に把握し、制度内で柔軟に対応するよう努めます。	社会・障がい者福祉課

【 消費者トラブルの防止 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
64	消費者トラブルに関する情報提供	障がい者の消費者トラブルの相談窓口や被害からの救済等に関する情報提供を行い、知識の普及を図ります。	継続	障がい者ガイドブックに相談窓口や支援内容を紹介する記事を掲載しました。	障がい者ガイドブックに相談窓口や支援内容を紹介する記事を掲載しました。	引き続きガイドブックへ掲載し情報提供し知識の普及を図ります。	社会・障がい者福祉課

第3期飯塚市障がい者計画 関係事業推進状況報告書

各論第9章	情報の取得・利用の円滑化及び意思疎通支援の充実【情報アクセシビリティ】
施策名	情報バリアフリーの推進
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児・者等を対象としたガイドブック等を作成・配布し、福祉制度やサービス等に関する情報提供に努めます。 ●障がい者が自らの意思を表示し、円滑に権利を行使することができるよう、当事者の意見を反映させながら、個々の障がい特性に応じた意思疎通手段を確保することに努めます。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 意思疎通手段の確保 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
65	意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がい者等の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣について、利用者の意見を反映させながら利便性の向上に努めます。	拡充	手話通訳者等の派遣依頼総件数: 441件 受注者: NPO法人 いづか障害児者団体協議会	手話通訳者等の派遣依頼総件数: 496件	派遣件数が増加傾向にあります。サービス内容を維持しつつ手話通訳者の養成を図ります。	社会・障がい者福祉課

施策名	行政機関におけるバリアフリー化の配慮
施策の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいがあることによる情報格差を生じさせないよう、行政文書の点訳や音訳など障がい特性に応じた必要な配慮を行います。 ●障がい当事者の意見を反映させながら、わかりやすい行政情報の提供に努めます。 ●市職員等に対して、障がい者に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、障がい者とのコミュニケーションの円滑化を図ります。

◎施策の推進状況～管理対象事業の実績等～

【 行政機関における配慮 】

事業番号	事業名	事業内容	事業目標	【参考】令和2年度における実績	令和3年度実績	今後の課題、方向性等	担当課
66	「声の広報」の発行	音訳ボランティアとの連携により「広報いづか」を音訳して希望者に提供するとともに、利用拡大のための周知に努めます。	継続	音訳ボランティアに依頼して、「声の広報」(広報いづか: 毎月1回/年11回をカセットテープまたはCDに録音)を32名の希望者に配付しました。 (新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年4月号の録音を未実施)	音訳ボランティアに依頼して、「声の広報」(広報いづか: 毎月1回/年12回をカセットテープまたはCDに録音)を32名の希望者に配付しました。	今後も希望者に対し事業を継続して行います。更なる利用者増加のため、事業の周知を図ります。	情報管理課 社会・障がい者福祉課
67	手話通訳者の配置	障がい福祉担当窓口到手話通訳者を配置し、来庁した聴覚障がい者の意思疎通を支援します。	継続	社会・障がい者福祉課に1名の手話通訳者を配置し、来庁した聴覚障がい者の諸手続等について意思疎通の支援を行いました。 4支所に多言語・手話通訳タブレットを設置し、意思疎通支援を行いました。	社会・障がい者福祉課に1名の手話通訳者を配置し、来庁した聴覚障がい者の諸手続等について意思疎通の支援を行いました。 4支所に多言語・手話通訳タブレットを設置し、意思疎通支援を行いました。	手話通訳者については、引き続き設置します。 多言語・手話対応タブレットについては、利用状況等を踏まえ、事業継続の可否を判断します。	社会・障がい者福祉課
68	市職員を対象とした手話研修	市職員の聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図るため、手話研修を開催します。関係団体等に講師を依頼し、公募による市民参加者と合同で行うなど、市民・関係団体との協働に努めます。	継続	■職員向け手話研修■ ・対象者: 飯塚市・嘉麻市・桂川町の各職員 ・実施回数: 全3回(9/23・9/30・10/14 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ回数を減じて実施) ・講師: 飯塚市聴覚障害者協会 ・受講者数: 26名(飯塚市16名・嘉麻市8名・桂川町2名) ※令和元年度より嘉飯圏域定住自立圏事業として実施。	■職員向け手話研修■ ・対象者: 飯塚市・嘉麻市・桂川町の各職員 ・実施回数: 全5回(7/28・8/11・10/5・10/11・10/20 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ回数を減じて実施) ・講師: 飯塚市聴覚障害者協会 ・受講者数: 24名(飯塚市14名・嘉麻市8名・桂川町2名) ※令和元年度より嘉飯圏域定住自立圏事業として実施。	新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して、実施方法や回数の調整を行いながら、継続して実施します。	人事課

障がい福祉サービス等指定事業所数調べ

事業の種類		令和2年度末現在		令和3年度末現在		備考
		飯塚圏域	飯塚市内	飯塚圏域	飯塚市内	
訪問系サービス	居宅介護	60	45	61	45	
	重度訪問介護	46	33	47	33	
	同行援護	20	16	21	17	
	行動援護	2	2	2	2	
日中活動系サービス	生活介護	40	23	41	24	
	自立訓練(機能訓練)	1	1	1	1	
	自立訓練(生活訓練)	5	3	5	3	
	就労移行支援	9	7	9	7	
	就労継続支援(A型)	12	10	14	12	
	就労継続支援(B型)	45	23	52	29	
	就労定着支援	1	1	1	1	
	療養介護	0	0	0	0	
	短期入所(福祉型)	26	14	26	14	
	短期入所(医療型)	0	0	0	0	
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	42	20	44	21	
	施設入所支援	15	8	15	8	
	宿泊型自立訓練	0	0	0	0	
障がい児支援サービス	障がい児入所施設(福祉型)	1	1	1	1	
	障がい児入所施設(医療型)	0	0	0	0	
	児童発達支援センター	10	3	3	3	
	居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	1	
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	
	児童発達支援	21	21	35	28	
	放課後等デイサービス	34	22	46	33	
	保育所等訪問支援	3	3	5	5	

第3期飯塚市障がい者計画の令和3年度推進状況 総括 ～計画の基本目標に対応した主な取組～

【基本目標 1：障がい者に関する正しい理解の促進】

◎障がい者週間を活用した啓発事業〔資料 1：1ページ 事業番号 1〕

広報いづか 12月号において、ふくおかバリアフリーマップ等についての記事を 2 ページにわたり掲載しました。また、本庁及びサン・アビリティーズいづかに横断幕を掲示して啓発に取り組みました。

◎障がい特性等に関する知識の普及啓発〔資料 1：1 ページ 事業番号 3〕

見た目に分かりづらい障がいがあることを周囲に知らせる「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」を配布し、マークの啓発と利用促進を行いました。
Walm Blue IIZUKA ライトアップ事業（共催事業）を実施し、本庁舎を青くライトアップすることで、自閉症や発達障がいに対する知識の普及を行いました。

<今後充実に図りたい取組>

◎みんなの健康・福祉のつどい〔資料 1：2ページ 事業番号 5〕

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。今後の動向を見据え、適切な感染予防対策により安全・安心を確保し、かつ障がい者を含む市民の交流や障がい者問題等に関する啓発や広報を行っていく方法を検討します。

【基本目標 2：障がい者の権利の擁護】

◎差別解消のための広報啓発〔資料 1：3ページ 事業番号 7〕

障害者差別解消法における合理的配慮について、市職員、市民、事業者を対象として研修会をおこない、計 486 名の方に参加いただきました。

<今後充実に図りたい取組>

◎差別解消のための広報啓発〔資料 1：3ページ 事業番号 7〕

新型コロナウイルスの感染リスクを極力減らした状況で、市民や事業所に対する研修会を実施する方法を検討します。

◎成年後見制度の利用促進〔資料 1：3ページ 事業番号 9〕

成年後見制度の利用を必要としている人が適切に利用できるよう、各種研修会やイベント等の機会を通じて制度や支援策について周知を図ります。

【基本目標 3：障がい者の自立と社会参加の促進】

◎児童発達支援、放課後等デイサービス（障がい児通所支援）

〔資料 1：6、7ページ 事業番号 17, 21〕

平成 24 年度の制度改正以降、利用者数の増加がみられるサービスで、令和 3 年度においても増加しています。障がい者手帳を所持する児童のみならず、手帳は不所持でも発達に何らかの課題を抱えている（障がいの可能性がある）児童に対する早期療育の提供という面で、重要な機能を果たすサービスとなっています。

今後は、行政・サービス事業者・相談支援事業者が連携して、個々の利用者のニーズに適切に対応した「障がい児支援利用計画（サービス等利用計画）」に基づく支給決定及びサービス利用を推進することが必要です。

◎地域活動支援センターの運営〔資料 1：11ページ 事業番号 34〕

年間延べ利用者数は 2,977 人、一日の平均利用人数は 12.5 人でした。地域活動支援センターは、何らかの日中活動の場を必要としていながら、一般就労や日中活動系障がい福祉サービスの利用に馴染まない障がい者の多様なニーズの受け皿として活用されています。

◎就労移行支援事業、就労継続支援 A 型・B 型事業

〔資料 1：12、13ページ 事業番号 38, 41〕

就労移行支援事業の実利用者数は昨年度から 14%減少し 49 人でした。就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型ともに実利用者は増加しています（就労継続支援 A 型＝127 人：22%増、就労継続支援 B 型＝397 人：10%増）。事業所数が増えたこともあり、より多くの障がい者が一般就労を目標とする、あるいは必要な訓練を受けることによって、自立促進が図られているものと考えられます。

<今後充実に図りたい取組>

◎児童発達支援センター等との連携〔資料 1：6ページ 事業番号 15〕

障がい児やその保護者への支援強化が図れるよう、児童発達支援センター等の児童通所施設と関係機関（障がい者基幹相談支援センター等）及び庁内の関係各課と連携を図ります。

◎バリアフリーマップの活用〔資料 1：14 ページ 事業番号 45〕

令和 2 年度に福岡県が運営する WEB 版「ふくおかバリアフリーマップ」に市内事業所等 205 施設を反映させました。3 年度は新たに 10 施設を反映させました。今後も最新の情報を提供できるよう更新していきます。

【基本目標 4：生活環境におけるバリアフリー化の推進】

◎携帯電話のメール機能などを使った災害情報の発信

〔資料 1：19 ページ 事業番号 62〕

令和 3 年 8 月の大雨の際には、エリアメールを利用して、市内全域の人々に災害情報を発信しました。

◎意思疎通支援者派遣事業〔資料 1：20 ページ 事業番号 65〕

事業の効率的な運用を図るため、運営委員会を年 3 回開催し、関係者等と協議を行いました。年間派遣件数は 496 件で、前年度から 55 件増加しました。

◎手話通訳者の配置〔資料 1：20 ページ 事業番号 67〕

本庁には 1 名の手話通訳者を配置し、各支所には多言語・手話通訳タブレットを設置し、来庁された外国人や聴覚障がい者の諸手続きについて意思疎通支援を行いました。

<今後充実を図りたい取組>

◎行政機関におけるバリアフリー化の配慮

〔資料 1：20 ページ 施策の基本的方向性〕

平成 28 年 4 月 1 日施行の障害者差別解消法の施行に伴い、行政として実施できる各種バリアフリーに係る環境整備に努めます。(施設におけるバリアフリー化の推進、各種印刷物への音声コードの導入、職員対応要領に関する研修の実施など)

第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画

令和3年度 推進状況等について

第 3 章 令和 5 年度に向けた成果目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行
5. 障がい児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る
体制の構築

1 福祉施設入所者の地域生活への移行		計画 P. 19
1 目標値（成果目標）		
項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数	231 人	(A)
【目標値①】 入所者数の削減見込み	4 人	国の指針を踏まえ、令和元年度末時点の人数 (A) から 1.6%削減することを目標とします。 (B) : (A) × 1.6%
【目標値②】 地域生活への移行者数	14 人	国の指針を踏まえ、令和元年度末の施設入所者数の 6%が地域生活へ移行するものとして設定します。 (A) × 6%
令和 5 年度末の施設入所者数（見込）	227 人	(A) - (B)

2 進捗状況

項目	第 5 期		第 6 期		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設入所者数※	231 人	234 人	227 人		
施設入所者（減少）数	人数の推移 △5 人 ※H28 年度比	△2 人 ※H28 年度比	△4 人 ※R 元年度比		
	減少率 △2.1% ※H28 年度比	△0.8% ※H28 年度比	△1.6% ※R 元年度比		
地域生活移行者数	7 人	6 人	2 人		

※各年度 3 月における利用実績

3 進捗状況等の評価（評価 Check）

令和 3 年度の施設入所者数は、令和元年度と比較して 4 人減少の 227 人となった。また、地域生活移行者数 2 人の内訳は、特別養護老人ホーム 1 名、共同生活援助（グループホーム）に 1 名の移行となっている。

4 今後の取組方向（改善 Act）

障がい者の自立した地域生活を支援するために、グループホーム等の居住の場の確保や、拠点生活支援事業での「体験の場」を活用するなどして、地域での生活を希望する障がい者の地域移行、地域定着を支援していく。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	計画 P.20
-----------------------------------	---------

1 目標値（成果目標）

国の指針を踏まえ、計画期間内に、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（以下、自立支援ネットワークという。）による協議の場を設け、必要に応じて専門部会の設置について検討する。

なお、協議の場においては、圏域内の関係機関と連携し、精神障がい者への地域生活支援のニーズや課題を整理し、地域移行の推進に努める。

2 進捗状況

項 目	単 位		第 6 期		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数	回	目標値	5	5	5
		実績	3		
	人	目標値	48	48	48
		実績	42		
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回 (目標設定)	目標値	4	4	4
		実績	2		
	回 (評価)	目標値	1	1	1
		実績	1		

※年間実績

3 進捗状況等の評価（評価 Check）

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおける専門部会「暮らし部会」を令和 2 年度に設置し、その部会では検討課題抽出のために全 12 項目を設定し、令和 3 年度と令和 4 年度の 2 か年で検討していくようにしていたが、令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響で開催を予定していた 4 回のうち 2 回が延期となった。

1 回目 部会運営について

2 回目 「医療について」、「移動・交通について」

4 今後の取組方向（改善 Act）

令和 4 年度は残りの 8 項目について 5 回の開催を予定している。

1 回目 「福祉サービスについて」、「社会参加（就労）について」

2 回目 「地域の助け合いについて」、「緊急時について」

3 回目 「経済的なことについて」、「地域生活について」

4 回目 「住まいについて」、「家族関係について」

5 回目 「教育（普及・啓発）について」、「その他について」

全 12 項目すべての意見交換が終わった後に、今後の部会の動き・活動を考えていく予定である。

3 地域生活支援拠点等有する機能の充実

計画 P. 20、21

1 目標値（成果目標）

国の指針を踏まえ、計画期間内に、市内または圏域内に少なくとも一つ整備することを目標とする。「飯塚圏域」における「②面的な整備」による体制づくりをめざし、嘉麻市、桂川町の関係者をはじめ、自立支援ネットワークの場を用いて、障がい福祉サービス事業所等の関係機関を含めた協議を行うことにより、圏域におけるニーズやサービス等の整備状況と課題の整理等を行いながら拠点等の整備を行う。

2 進捗状況

項 目	第 6 期		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域生活支援拠点等の整備数	0 ヲ所		
運用状況の検証及び検討	23 回		

※年間実績

3 進捗状況等の評価（評価 C h e c k）

令和 3 年度は地域生活支援拠点の整備を整えるための協議を 23 回行った。協議内容としては飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの場を用いて、障がい福祉サービス事業所等の関係機関を含めた全体会議を 1 回、運営事務局会議を毎月 1 回の計 12 回のほか、福岡県自立支援協議会担当者会への参加を 1 回、担当者打合せを 9 回行い、令和 4 年度から整備に向けて準備を行った。

4 今後の取組方向（改善 A c t）

令和 4 年 4 月から飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターに新たにコーディネーター 1 名を配置し、地域生活支援拠点を整備する。ワンストップで相談から緊急対応まで対応するための整備及び地域生活支援拠点等がもつ必要がある 5 つの機能のうち①相談、②緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくりを整備している。現在、③体験の機会・場については、調査・研究を行っており、令和 5 年度からの実施を目指している。

4 福祉施設から一般就労への移行		計画 P. 21、22
1 目標値（成果目標）		
項目	数値	備考
令和元年度の年間一般就労移行者数（基準値）	17 人	(A)
【目標値①-1】 令和 5 年度の年間一般就労移行者数	22 人	国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績 (A) の 1.27 倍以上とすることを目標とします。(A) × 1.27
就労移行支援事業を通じた令和元年度の年間一般就労移行者数（基準値）	10 人	(B)
【目標値①-2】 就労移行支援事業を通じた令和 5 年度の年間一般就労移行者数	13 人	国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績 (B) の 1.30 倍以上とすることを目標とします。(B) × 1.30
就労継続支援 A 型事業を通じた令和元年度の年間一般就労移行者数（基準値）	2 人	(C)
【目標値①-3】 就労継続支援 A 型事業を通じた令和 5 年度の年間一般就労移行者数	3 人	国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績 (C) の 1.26 倍以上とすることを目標とします。(C) × 1.26
就労継続支援 B 型事業を通じた令和元年度の年間一般就労移行者数（基準値）	3 人	(D)
【目標値①-4】 就労継続支援 B 型事業を通じた令和 5 年度の年間一般就労移行者数	4 人	国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績 (D) の 1.23 倍以上とすることを目標とします。(D) × 1.23
【目標値②】 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業利用者数	15 人	国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績 (A) の 1.27 倍の 7 割とすることを目標とします。(A) × 1.27 × 0.7
【目標値③】 就労定着支援事業による職場定着率	70.0%	国の指針を踏まえ、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目標とします。

2 進捗状況

項 目			第 6 期		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①-1	年間一般就労移行者数	目標値	22 人	22 人	22 人
		実績	32 人		
①-2	就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数	目標値	13 人	13 人	13 人
		実績	10 人		
①-3	就労継続支援 A 型事業を通じた年間一般就労移行者数	目標値	3 人	3 人	3 人
		実績	10 人		
①-4	就労継続支援 B 型事業を通じた年間一般就労移行者数	目標値	4 人	4 人	4 人
		実績	3 人		
②	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業利用者数	目標値	15 人	15 人	15 人
		実績	1 人		
③	就労定着支援事業による職場定着率（※飯塚市内の就労定着支援事業所：1 ヲ所）	事業所（1 ヲ所）の職場定着率	-	86.0%	
		職場定着率 8 割以上の事業所割合	目標値	70.0%	70.0%
		実績	100.0%		

※年間実績

3 進捗状況等の評価（評価 C h e c k）

令和 3 年度は、①-1「年間一般就労移行者数」、①-3「就労継続支援 A 型事業を通じた年間一般就労移行者数」及び③「就労定着支援事業による職場定着率」は、目標値を上回っているが、①-2「就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数」、①-4「就労継続支援 B 型事業を通じた年間一般就労移行者数」及び②「就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業利用者数」は目標値を下回っている。

①-2 について、令和 3 年度中に就労移行支援のサービス終了をした 23 人のうち一般就労移行者が 10 人、期間満了でサービス終了者が 9 人、就労継続支援 A 型への移行者が 4 人であった。

①-4 について、就労継続支援 B 型では年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等が利用しているため、一般就労への移行が少なかったと考えられる。

②について、就労定着支援は令和 4 年 3 月時点での利用者が 6 人いたが、そのうち令和 3 年度中に就労移行支援等を通じて一般就労に移行した利用者は 1 人であった。

課題として飯塚市内に就労移行支援事業所が 7 ヲ所（圏域：9 ヲ所）あるが、就労定着支援事業所は 1 ヲ所（圏域：1 ヲ所）しかなく、就労定着支援を利用できる体制が整っていないことが挙げられる。

4 今後の取組方向（改善 A c t）

就労移行支援事業所に対して、就労定着支援の指定の取得を依頼していき、一般就労に移行後も利用者が安心して就労を続けられるように事業所の整備の推進を図る。

5 障がい児支援の提供体制の整備等	計画 P. 23～25
--------------------------	--------------------

1 目標値（成果目標）

項 目	
①児童発達支援センターの設置	嘉麻市、桂川町と連携し、同センターへ地域の障がい児通所支援事業所や関係行政機関等との連携を働きかけ、圏域における障がい児通所支援の体制整備を図る。
②保育所等訪問支援の充実	本市では、自立支援ネットワークの場を活用するなどして地域の支援のニーズを把握するとともに、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、障がい児入所施設等が付加機能として実施することも考えられることから、同事業の立ち上げについて積極的に関与する。また、訪問支援が円滑に行えるよう、子育て支援担当課や教育委員会などに対して事業の趣旨を説明し、協力を求めながら、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進める。
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けることができるように、嘉麻市、桂川町と連携し、地域における課題の整理や地域資源の開発などを行うことで、支援体制の充実を図る。
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行うとともに、障がい児相談支援事業所への医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進める。

2 進捗状況

項 目	第 6 期		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①児童発達支援センターの設置	3 ヲ所		
②保育所等訪問支援の充実	5 ヲ所		
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	12 ヲ所 (圏域:17)		
④-1 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有		
④-2 市内の相談支援事業所におけるコーディネーターの配置人数	9 人		

※各年度 3 月 31 日現在

3 進捗状況等の評価（評価 C h e c k）

項目④-2 について、数値目標は達成している。

4 今後の取組方向（改善 A c t）

項目④-2 について、今後も継続して相談支援事業所に対して医療的ケア児等コーディネーター養成研修への参加を促していく。

6 相談支援体制の充実・強化等

計画 P. 25、26

1 目標値（成果目標）

国の指針を踏まえ、計画期間内に、市内または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とする。

これらの取組の実施に当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担うものとし、嘉麻市、桂川町、基幹相談支援センターと協議を進める。

2 進捗状況

項目	内容	単位		第 6 期		
				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有/無	目標値	有	有	有
			実績	有		
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	目標値	500	500	500
			実績	504		
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	人	目標値	40	40	40
			実績	50		
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	目標値	6	6	6
			実績	6		

※年間実績

3 進捗状況等の評価（評価 Check）

基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の強化の取り組みを行った。地域の相談支援事業者の人材育成においては、福岡県相談支援従事者初任者研修に 5 人参加し、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの取り組みである相談支援専門員の勉強会に 45 人の参加があった。

また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおける専門部会である相談支援部会を 6 回開催し、「報酬改定に関する説明」、「災害時の相談業務について」、「事例検討」、「介護保険への移行課題」等について意見交換を行った。

4 今後の取組方向（改善 Act）

地域の相談支援事業者の人材育成については、基幹相談支援センターによる研修を継続し、未参加の相談支援専門員に対しても参加を促すことで、全体のレベルアップをはかる。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 計画 P. 26、27

1 目標値（成果目標）

- ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用
福岡県が実施する研修をはじめ、関係機関が実施する各種研修を活用した職員の資質向上に努める。年間で10名以上の参加を見込む。
- ②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、嘉麻市・桂川町との情報共有を行う。その分析結果をもとに圏域内の事業所向け説明会を実施することで、事業所運営の適正化を図る。

2 進捗状況

項目	内容	単位		第 6 期		
				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	人	目標値	10	10	10
			実績	15		
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有/無	目標値	有	有	有
			実績	有		
		回	目標値	1	1	1
			実績	1		

※年間実績

3 進捗状況等の評価（評価 Check）

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果のサービス給付等レセプトの共有は令和3年度から新設された項目で、審査結果における問題点の改善のための課題の共有であるため、圏域内の障がい児通所サービス事業所向け説明会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の全国的な増加により説明会の開催が困難となり、サービス給付の分析結果資料の送付による書面方式に変更した。

障がい児通所支援における令和3年4月から8月までの返戻は210件あり、その内訳は支払確定済の再請求等の二重請求が76件、他事業所利用なしでの上限額管理加算の請求等の上限額管理が56件等の事務処理上の過誤が多かった。

4 今後の取組方向（改善 Act）

令和4年度の説明会の開催については、対象となるサービス種類及び開催方法（オンライン開催等）を圏域内で協議する。

第 4 章 障がい福祉サービス及び相談支援

- 1 障がい福祉サービス
- 2 相談支援

1 障がい福祉サービス	計画 P. 28～32
-------------	-------------

1 必要な見込量の確保のための方策

福岡県や周辺自治体と連携して、民間事業者には施設整備等に関する情報提供を行いながら圏域におけるサービス基盤の整備を図ることによって、計画期間に必要なと見込まれるサービス量の確保を図る。

サービスの量の確保に加えて、質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供従事者の資質向上を図ることを事業者に働きかけるとともに、ホームヘルパーや施設職員等を対象とした研修会等に関する情報提供を行う。

2 進捗状況（活動指標 Plan ⇒ 実行 Do）

区分	サービス名	単位	第 5 期			第 6 期			
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
(1) 訪問系サービス	居宅介護	時間/月	5,082	5,192	5,301	4,836	4,884	4,933	
		人/月	278	284	290	287	289	292	
	重度訪問介護	時間/月	164	164	164	157	157	157	
		人/月	3	3	3	2	2	2	
	同行援護	時間/月	647	751	872	536	572	610	
		人/月	53	61	71	53	57	61	
	行動援護	時間/月	46	46	46	42	42	42	
		人/月	3	3	3	3	3	3	
	重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	
		人/月	0	0	0	0	0	0	
	実績	居宅介護	時間/月	4,625	4,658	4,835	5,231		
			人/月	271	281	281	302		
重度訪問介護		時間/月	123	192	197	191			
		人/月	1	3	3	3			
同行援護		時間/月	417	428	503	537			
		人/月	43	47	46	46			
行動援護		時間/月	40	41	2	2			
		人/月	3	3	1	1			
重度障がい者等包括支援		時間/月	0	0	0	0			
		人/月	0	0	0	0			

※実績は各年度 3 月における実利用実績

第6期飯塚市障がい福祉計画 第2期飯塚市障がい児福祉計画 点検・評価（令和3年度）

区分	サービス名	単位	第5期			第6期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(2) 日中活動系サービス	生活介護	人日/月	9,602	9,612	9,624	9,430	9,441	9,452	
		人/月	465	465	466	461	462	462	
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	20	20	20	5	5	5	
		人/月	2	2	2	1	1	1	
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	654	729	820	600	611	623	
		人/月	43	48	54	38	39	40	
	就労移行支援	人日/月	954	990	1,026	920	920	920	
		人/月	53	55	57	48	48	48	
	就労継続支援（A型）	人日/月	1,656	2,271	3,216	2,854	3,416	4,150	
		人/月	80	109	155	140	168	204	
	就労継続支援（B型）	人日/月	4,293	4,360	4,432	6,604	6,959	7,348	
		人/月	246	250	254	346	364	385	
	就労定着支援	人/月	3	4	5	11	13	15	
	療養介護	人/月	26	26	26	26	26	26	
	短期入所（福祉型）	人日/月	328	367	406	299	299	299	
		人/月	50	56	62	38	38	38	
	短期入所（医療型）	人日/月	29	29	29	29	29	29	
		人/月	5	5	5	6	6	6	
	実績	生活介護	人日/月	9,434	9,328	9,414	9,292		
			人/月	464	460	450	452		
自立訓練（機能訓練）		人日/月	2	27	2	20			
		人/月	1	2	1	3			
自立訓練（生活訓練）		人日/月	513	552	520	326			
		人/月	32	37	34	22			
就労移行支援		人日/月	880	993	1,113	961			
		人/月	47	50	57	49			
就労継続支援（A型）		人日/月	1,820	2,130	2,151	2,707			
		人/月	90	103	104	127			
就労継続支援（B型）		人日/月	5,424	5,988	6,929	7,408			
		人/月	283	313	360	397			
就労定着支援		人/月	5	6	7	16			
療養介護		人/月	26	26	26	26			
短期入所（福祉型）		人日/月	277	263	180	197			
		人/月	40	33	23	25			
短期入所（医療型）		人日/月	30	29	34	18			
		人/月	7	6	6	4			

※実績は各年度3月における実利用実績

第 6 期飯塚市障がい福祉計画 第 2 期飯塚市障がい児福祉計画 点検・評価（令和 3 年度）

区分	サービス名	単位	第 5 期			第 6 期			
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
(3) 居住系サービス	計画	自立生活援助	人	7	14	22	3	4	4
		うち精神障がい者の自立生活援助	人	-	-	-	1	1	1
		共同生活援助 (グループホーム)	人	223	240	257	282	303	324
		うち精神障がい者の共同生活援助 (グループホーム)	人	-	-	-	124	133	142
		施設入所支援	人	234	233	231	229	228	227
	実績	自立生活援助	人	0	0	0	0		
		うち精神障がい者の自立生活援助	人	-	-	-	0		
		共同生活援助 (グループホーム)	人	223	242	274	275		
		うち精神障がい者の共同生活援助 (グループホーム)	人	-	-	-	50		
		施設入所支援	人	235	231	234	227		

※実績は各年度 3 月における実利用実績

3 進捗状況等の評価（評価 Check）

日中活動系サービスでは、就労継続支援 B 型において利用人数及びサービス量が計画の見込量を大きく上回っている。また、令和 2 年度から令和 3 年度末までにおいて、市内の就労継続支援事業所が A 型は 2 事業所増加し 12 事業所、B 型は 8 事業所増加の 29 事業所となっており、これに併せて利用も増加していることから、潜在的なニーズがあると分析できる。

4 今後の取組方向（改善 Act）

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークで検討された意見を踏まえ、サービス提供事業者と意見交換等を行うことで、地域のニーズの把握や課題の抽出を行い、サービス量及び質の確保に取り組む。

また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの専門部会として就労支援部会を設置し、企業や地域に向けて圏域の就労継続支援事業 A 型、B 型の周知を行い、企業との研修会等を行うことで企業への一般就労にもつながるような体制の構築に取り組む。

2 相談支援	計画 P. 32、33
---------------	--------------------

1 必要な見込量の確保のための方策

圏域内の民間事業者に対して相談支援事業所（指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所）の開設を働きかけるとともに、福岡県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における相談支援従事者及び指定事業所の増加を図る。

2 進捗状況（活動指標 Plan ⇒ 実行 Do）

	サービス名	単位	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	地域移行支援	人/年	2	3	4	2	3	4
	うち精神障がい者の地域移行支援		-	-	-	0	1	1
	地域定着支援		2	3	4	2	3	4
	うち精神障がい者の地域定着支援		-	-	-	0	1	1
	計画相談支援		1,511	1,679	1,847	1,523	1,593	1,663
実績	地域移行支援	人/年	0	0	0	1		
	うち精神障がい者の地域移行支援		-	-	-	1		
	地域定着支援		0	0	0	0		
	うち精神障がい者の地域定着支援		-	-	-	0		
	計画相談支援		1,308	1,384	1,345	1,487		

※実績は年間実利用者数

3 進捗状況等の評価（評価 Check）

市内の相談支援事業所数は令和2年度より2事業所増加し20事業所となっているが、相談員一人当たりの負担は依然として大きい。相談支援専門員の増加及び指定事業所の開設を促進する必要がある。

地域定着支援については令和3年度の利用はないが、地域移行促進及び地域定着支援については、基幹相談支援センターによる支援によって推進を図っている状況である。

事業所の指定手続きや制度改正、報酬改定、運営基準の見直しについて、例年、嘉麻市及び桂川町と合同で計画相談支援事業者説明会を開催してきたが、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修会の開催を中止し、説明会資料の送付に変更した。また、個別の実地指導は6か所行った。

4 今後の取組方向（改善 Act）

今後も集団指導及び個別の実地指導を行うことで、相談支援事業所の質の向上を図っていく。

また、障がい者地域自立支援ネットワークの専門部会である相談支援専門部会を開催し、意見交換やケース検討、制度について勉強会を行うなど、相談支援員の技術の向上に努め、地域課題の解決のために、参加率の向上に取り組む必要がある。

利用者の増加に伴い相談員の負担が依然として大きくなっていることから、圏域の事業所に対し、相談支援専門員及び指定事業所の増加に向け、引き続き開設を呼びかけていく。

第 5 章 障がいのある児童への通所サービス及び相談支援

1 障がい児通所支援

2 相談支援

1 障がい児通所支援	計画 P. 34～36
-------------------	--------------------

1 必要な見込量の確保のための方策

自立支援ネットワークでの意見等も踏まえながら、サービス提供事業者と意見交換会等を行うことで、地域のニーズの把握や課題の抽出を行い、サービス量及び質の確保に取り組む。

2 進捗状況（活動指標 P l a n ⇒ 実行 D o）

	サービス名	単位	第1期			第2期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画	児童発達支援	人日/月	1,522	1,629	1,744	2,467	2,693	2,943	
		人/月	131	140	150	193	211	231	
	放課後等デイサービス	人日/月	2,303	2,684	3,144	4,905	5,596	6,417	
		人/月	207	242	283	348	398	456	
	保育所等訪問支援	人日/月	6	9	12	6	9	12	
		人/月	2	3	4	2	3	4	
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	30	30	30	10	15	20	
		人/月	6	6	6	2	3	4	
	医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	
		人/月	0	0	0	0	0	0	
	実績	児童発達支援	人日/月	1,866	1,997	2,510	3,197		
			人/月	147	163	188	237		
放課後等デイサービス		人日/月	3,379	3,894	4,371	5,098			
		人/月	241	272	297	347			
保育所等訪問支援		人日/月	0	0	0	9			
		人/月	0	0	0	5			
居宅訪問型児童発達支援		人日/月	0	0	0	0			
		人/月	0	0	0	0			
医療型児童発達支援		人日/月	0	0	0	0			
		人/月	0	0	0	0			

※実績は各年度3月における実利用実績

3 進捗状況等の評価（評価 C h e c k）

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、いずれも実績が計画値及び前年度値を上回っている。令和3年度から、事業所指定のために必要な書類である、市が県に提出する意見書の発行を再開し、令和3年度中に児童発達支援（センター含）が8事業所増の31事業所に、放課後等デイサービスが11事業所増の33事業所となったことに伴い利用者が増加していることから、潜在的ニーズがあると分析できる。

4 今後の取組方向（改善 A c t）

定期的に療育・訓練の必要性を確認するなど、今後の取扱いについて検討していく。また、保育所等訪問支援はインクルージョンの推進のため、実施できる事業所を今後も増やしていく必要がある。

2 相談支援	計画 P. 35、36
--------	-------------

1 必要な見込量の確保のための方策

圏域内の民間事業者に対して指定障がい児相談支援事業所の開設を働きかけるとともに、福岡県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における障がい児相談支援従事者及び指定事業所の増加を図る。

2 進捗状況（活動指標 Plan ⇒ 実行 Do）

	サービス名	単位	第 1 期			第 2 期		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	障がい児相談支援	人/年	495	591	687	666	739	812
実績	障がい児相談支援	人/年	443	521	547	663		

※実績は年間実利用者数

3 進捗状況等の評価（評価 Check）

市内の相談支援事業所数は令和 2 年度より 2 事業所増加し 17 事業所となっているが、相談員一人当たりの負担は依然として大きい。相談支援専門員の増加及び指定事業所の開設を促進する必要がある。

事業所の指定手続きや制度改正、報酬改定、運営基準の見直しについて、例年、嘉麻市及び桂川町と合同で計画相談支援事業者説明会を開催してきたが、令和 3 年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修会の開催を中止し、説明会資料の送付に変更した。また、個別の実地指導は 6 か所行った。

4 今後の取組方向（改善 Act）

今後も集団指導及び個別の実地指導を行うことで、相談支援事業所の質の向上を図っていく。

また、障がい者地域自立支援ネットワークの専門部会である相談支援専門部会を開催し、意見交換やケース検討、制度について勉強会を行うなど、相談支援員の技術の向上に努め、地域課題の解決のために、参加率の向上に取り組む必要がある。

利用者の増加に伴い相談員の負担が依然として大きくなっていることから、圏域の事業所に対し、相談支援専門員及び指定事業所の増加に向け、引き続き開設を呼びかけていく。

第 6 章 地域生活支援事業等

1 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業	計画 P. 37～43
------------	-------------

1 必要な見込量の確保のための方策

民間のサービス事業者の参入を促進し、計画期間に必要と見込まれるサービス量の確保を図る。

サービスの量の確保に加えて、質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供従事者の資質向上を図ることを事業者働きかけるとともに、ホームヘルパーや施設職員等を対象とした研修会等に関する情報提供を行う。

2市1町共同実施事業について、嘉麻市、桂川町と定期的に意見交換を行いながら適正に実施していく。

2 進捗状況（活動指標 Plan ⇒ 実行 Do）

区分	事業（サービス）名	単位等	第5期			第6期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
必須事業	計画	理解促進啓発・研修事業	有/無	有	有	有	有	有	有
		自発的活動支援事業	有/無	有	有	有	有	有	有
	実績	理解促進啓発・研修事業	有/無	有	有	有	有		
		自発的活動支援事業	有/無	有	有	有	有		
	計画	相談支援事業							
		①障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		②基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	実績	相談支援事業							
		①障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1		
		②基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	2	2	2	2		
	計画	成年後見制度利用支援事業	人	2	3	4	1	1	1
		成年後見制度法人後見支援事業	有/無	有	有	有	有	有	有
	実績	成年後見制度利用支援事業	人	1	1	2	1		
		成年後見制度法人後見支援事業	有/無	無	無	無	無		

※実績は年間の実利用実績

第 6 期飯塚市障がい福祉計画 第 2 期飯塚市障がい児福祉計画 点検・評価（令和 3 年度）

区分	事業（サービス）名	単位等	第 5 期			第 6 期			
			平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
必須事業	計画	意思疎通支援事業							
		①意思疎通支援者派遣事業	人	29	30	30	35	35	35
		②手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
		手話奉仕員養成研修事業	人	20	25	25	22	22	22
	実績	意思疎通支援事業							
		①意思疎通支援者派遣事業	人	32	31	29	33		
		②手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1		
		手話奉仕員養成研修事業	人	15	22	0	27		
	計画	日常生活用具給付等事業							
		①介護・訓練支援用具	件	10	10	10	7	7	7
		②自立生活支援用具	件	36	36	36	22	22	22
		③在宅療養等支援用具	件	31	31	31	20	20	20
		④情報・意思疎通支援用具	件	17	17	17	23	23	23
		⑤排泄管理支援用具	件	3,195	3,195	3,195	3,617	3,617	3,617
	実績	日常生活用具給付等事業							
		①介護・訓練支援用具	件	10	4	8	7		
		②自立生活支援用具	件	28	17	18	20		
		③在宅療養等支援用具	件	19	31	28	16		
④情報・意思疎通支援用具		件	21	26	20	18			
⑤排泄管理支援用具		件	3,588	3,846	3,786	3,773			
計画	移動支援事業	人	81	81	81	80	80	80	
		時間	4,057	4,057	4,057	5,045	5,045	5,045	
	実績	人	83	80	57	54			
		時間	5,935	5,045	3,438	2,287			

※実績は年間の実利用実績

第 6 期飯塚市障がい福祉計画 第 2 期飯塚市障がい児福祉計画 点検・評価（令和 3 年度）

区分	事業（サービス）名	単位等	第 5 期			第 6 期			
			平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
必須事業	計画	地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
		※年度末現在の月間実利用者数	人	37	37	37	52	52	52
		※年度末現在の月間延べ利用者数 （うち飯塚市の利用者数）	人	415 (278)	415 (278)	415 (278)	261 (98)	261 (98)	261 (98)
		機能強化事業	有/無	有	有	有	有	有	有
	実績	地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1		
		※年度末現在の月間実利用者数	人	51	62	63	57		
		※年度末現在の月間延べ利用者数 （うち飯塚市の利用者数）	人	269 (103)	265 (80)	292 (135)	232 (147)		
		機能強化事業	有/無	有	有	有	有		
任意事業	計画	訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	2	2	2
		日中一時支援事業	人	70	70	70	116	116	116
		点字・声の広報等発行	有/無	有	有	有	有	有	有
		レクリエーション活動 等支援	人	-	-	-	22	22	22
		巡回支援専門員整備	人	-	-	-	799	799	799
	実績	訪問入浴サービス事業	人	1	2	2	2		
		日中一時支援事業	人	117	129	104	92		
		点字・声の広報等発行	有/無	有	有	有	有		
		レクリエーション活動 等支援	人	25	18	-	0		
		巡回支援専門員整備	人	-	-	-	656		

※実績は年間の利用実績

3 進捗状況等の評価（評価 Check）

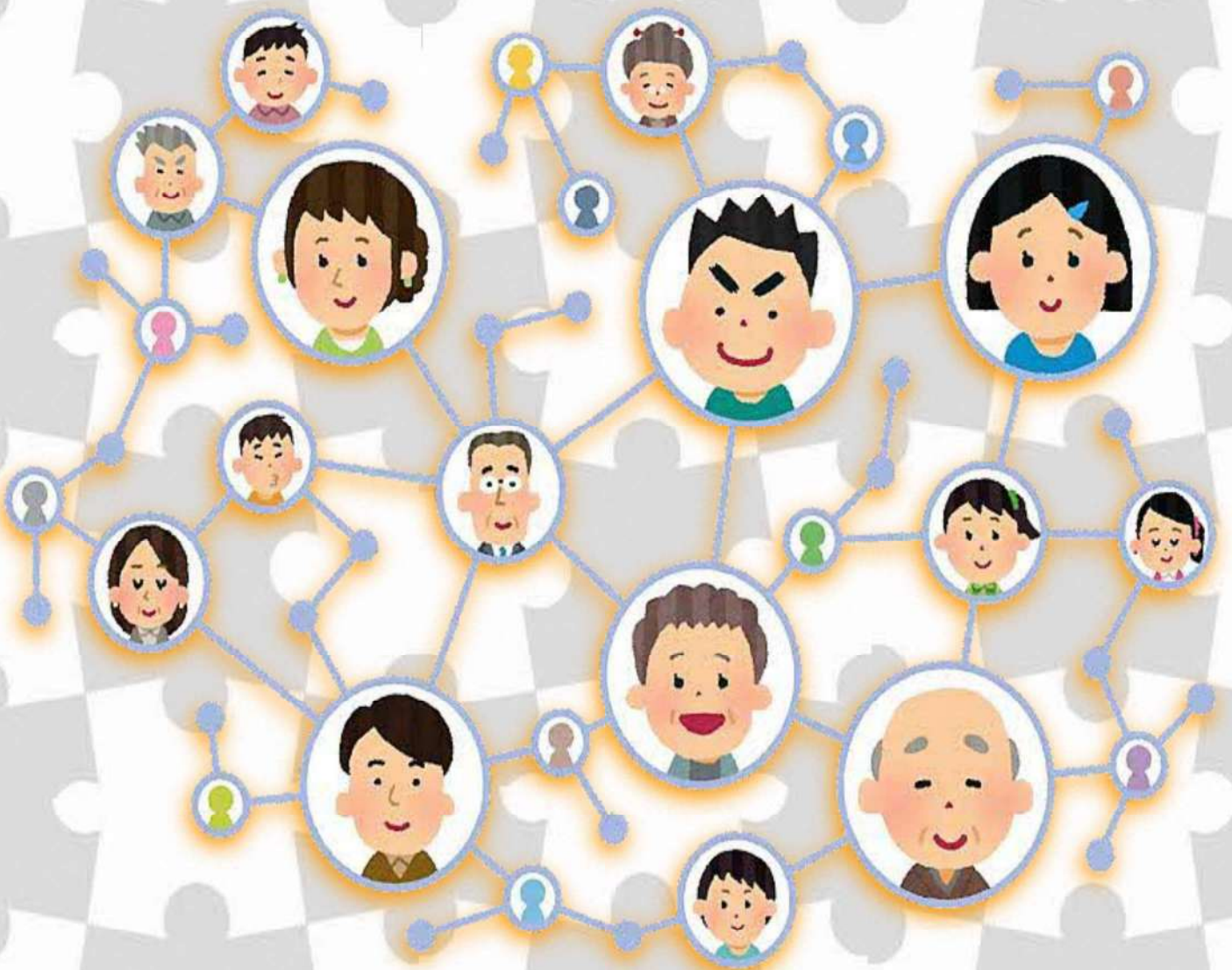
移動支援事業の利用人数は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減少傾向となっている。また、レクリエーション活動等支援は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたが、手話奉仕員養成研修事業などは実施方法の工夫を行い、開催することができた。

4 今後の取組方向（改善 Act）

今後も需要の動向を注視し、サービス利用希望者に事業内容及び制度の周知を行いながらサービスを利用しやすい体制整備を行う。民間のサービス事業者の参入を促進し、サービス量の確保を図ることに加えて、質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供従事者の資質向上を図ることを事業者働きかけていく。また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークでの研修会や意見交換会等を行うことで関係機関の連携を図り支援体制の強化を行う。

障がい者本人や家族、事業所等が相談できる機関となる基幹相談支援センターの運営の検証や飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる専門部会の取組みについて、今後も嘉麻市、桂川町と定期的に意見交換を行いながら、適正に実施していく。

飯塚圏域 障がい者地域自立支援ネットワーク (飯塚圏域障がい者地域自立支援協議会)



令和4年度改訂版

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークとは？

当事者・ご家族・民間事業者・教育機関・医療機関・労働機関・相談支援機関・行政が
参画・協力して障がいのある人が安心して暮らしていけるように取り組んでいく協議会です。

課題解決困難な事例

ご本人・ご家族・関係機関が日頃抱えている課題の中でケース会議を開催しても解決が
困難・そして地域全体として抱えている課題が見つかった場合など・



個別支援会議

個人の課題について関係者を交えて
個別支援会議を開きます。
☆行政+基幹相談支援センター
☆必要に応じて開催

専門部会（※1）

飯塚圏域において設置している専門部会
①相談支援部会 ②くらし部会 ③子ども部会
※医療ケア部会は子ども部会の中に組織変更

ニーズ・課題困難
ケース等報告や提案

運営事務局会議（1回/月）

個別支援会議の報告を受け、地域から
寄せられた課題を集め集約・整理。
分析を行い、専門部会の設置を検討し
ていきます。

参加者

飯塚市・嘉麻市・桂川町の担当者
基幹センター・機能強化事業所

①ネットワーク型

（相談支援部会・くらし部会・子ども部会）
地域の底上げや繋がり、共通する
課題を共有することで解決していきます。

②課題解決型

具体的な課題解決のため一時的に編成
されます。☆必要時に開催

全体会議

↓↓協議会の活動報告です↓↓

運営会議や専門部会からの報告を受け、
地域課題や施策提案など総括的協議を行います。
ネットワーク委員（※2） ☆原則1回/年



各自治体への施策提言

報告や提案等

飯塚市障がい者
施策推進協議会

嘉麻市障害者
施策推進協議会

桂川町障害者
施策推進協議会

専門部会の取り組み※1

①相談支援部会(2ヶ月1回)

相談支援技術の向上／相談支援専門員のネットワーク構築／地域課題の集約・検討を目的として活動しています。事例検討、意見交換、研修等を通して相談支援専門員の孤立を防ぎ、支え合える関係づくりを目指しています。

②くらし部会(2ヶ月1回)

精神障がいのある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる地域包括ケアシステムの構築に向け、当事者、家族、医療や福祉関係者が集まり地域課題を協議しています。

③こども部会

障がいのある子どもや家族が地域で安心して暮らせる地域作りを目標に関連機関の連携を図るための協議の場を設けるとともに、「①医療的ケアグループ」「②事業所グループ」の2部門に分かれて活動を行っています。

専門部会以外のネットワークの取り組みについて

①就労支援ネットワーク

「就労移行支援事業所」「就業・生活支援センターの」方々と一緒に就労に関する課題解決に向けて、ハローワークとの勉強会や企業見学など様々な取り組みを行っています。

②ワークサポートネットワーク

就労継続支援A型・B型」の方々と一緒に企業や地域に向けて圏域の事業所のPRを行っていくための冊子作りなど行っています。他にも企業との研修会も行っています。

③特別支援学校・高等学校意見交換会(年1回)

飯塚圏域在住の方が通学している学校関係者の方々と卒業後の進路について、就労のこと・福祉サービスのこと等について制度説明や意見交換会など行っています。

④スタートアップ研修(年3回)

支援を行うにあたり障がい者福祉の基礎知識(福祉サービス、手帳、生活保護、障害年金、権利擁護)を理解を深める研修を行っています。

⑤スキルアップ研修(令和3年度から開催)

実務経験3年以上の障がい福祉従事者等を対象とし、その時々地域課題(例:自閉症・強度行動障害の方への支援)に焦点を当てたテーマで開催していきます。

⑥事業所見学会(年1回)※現在休止中

他の事業所の取り組みについて相互理解を深めることを目的として開催しています。

⑦権利擁護研修(年1回)

自己選択や意思決定等・当たり前の権利をサポートしていくために、当事者に関わる援助者としての資質向上と障害者虐待防止に繋がる研修の企画を行っています。

⑧市民向け研修(年1回)

障がいがあっても無くても住み慣れた場所で自分らしく生活できる地域作りを目指していくために、地域住民の方々を対象にした啓発活動や講師をお招きして講演会を行っています。

⑨一歩の会(相談支援専門員の勉強会)(2ヶ月1回)

相談支援専門員の方を対象とした任意の勉強会です。分からないことなどについて、他の相談員の皆様に気軽に話ができる場として開催しています。

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク構成委員 ※2

(令和4年度～)

学識経験者
保健・医療機関
障がい者団体関係機関
その他の関係機関

障がい福祉サービス事業所
教育・雇用機関
圏域自治体



地域の困りごとがありましたらどんなことでもご相談下さい。飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターのスタッフが対応いたしますのでまずはお電話・ファックス・メールでご連絡下さい。

就職するには
まず何をすれば
いいのかなあ？



今まで入院していたけど
これから一人暮らし
どこまでできるかなあ



QRコードから
読み取り可能です。

住 所 福岡県飯塚市忠隈523(飯塚市役所穂波庁舎4階)
電 話 0948-43-4006
ファックス 0948-43-4021
メールアドレス soudan@iikk-kikan.jp
ホームページ <http://iikk-kikan.jp/>



担当窓口でも飯塚圏域地域自立支援ネットワークに関することについてお受けしています。

飯塚市役所 社会・障がい福祉課 障がい者自立支援係

住 所 福岡県飯塚市新立岩5番5号
電 話 0948-22-5500(内線1156・1157)
ファックス 0948-21-6356

嘉麻市役所 社会福祉課 障がい者福祉係

住 所 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1
電 話 0948-42-7458(直通)
ファックス 0948-42-7091

桂川町役場 健康福祉課 福祉係

住 所 福岡県桂川町大字土居361番地
(総合福祉センター ひまわりの里内)
電 話 0948-65-0001(直通)
ファックス 0948-65-0078



会 議 録

会議の名称	令和4年度 飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク 第1回全体会議
開催日時	令和4年7月22日(金) 15時から17時30分まで
開催場所	飯塚市役所本庁 2階多目的ホール
出席委員	大内田委員、苅谷委員、神崎委員、島津委員、田才委員、田中委員、辻田委員、畑委員、藤井委員、淵上委員、丸野委員、本松委員、山口委員、渡辺委員、森山委員、石坂委員、川野委員
欠席委員	山梨委員
事務局職員	山野・松浦(飯塚市社会・障がい者福祉課)、仲島(嘉麻市社会福祉課)、伊藤(桂川町健康福祉課)、藤嶋、石本、寺敷、小出、森田、早田、藤、富田、毛利、前田(飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">部会長</div> <ul style="list-style-type: none"> ・こども部会 大矢氏(飯塚病院小児科医師) ・相談支援部会 神崎氏(障がい者相談支援センターさんあいサポート相談支援専門員) ・暮らし部会 松藤氏(たていわ病院PSW)
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定刻に至り会の成立を認め、桂川町健康福祉課長よりあいさつ ・会長と副会長の互選を行い、会長に丸野委員、副会長に田中委員が選任 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">議 題 (1) 自立支援ネットワークの活動報告</div> <ol style="list-style-type: none"> ① 専門部会(相談支援部会) ② 専門部会(暮らし部会) ③ 専門部会(こども部会) ④ 就労支援分野の活動報告と部会化について <p>以上について、資料1を基にそれぞれの担当者より活動報告がなされ、就労部会設置について委員のみなさんより承認を得る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">議 題 (2) 基幹相談支援センター等運営事業の報告</div> <ol style="list-style-type: none"> ① 基幹相談支援センター ② 相談支援機能強化事業 <p>それぞれの担当者から資料2を基に令和3年度の事業報告と令和4年度の計画について説明がなされる。</p> <p>【委員】機能強化事業トントンについての質問。就学に関する相談、支援内</p>

容、教育委員会に対する情報提供について、具体的に学校へどのように情報提供を行っているか教えてもらいたい。

【担当者】診察や発達検査等の結果を持って、顔つなぎも含めて学校へ訪問し、伝えている。

【委員】長期入院患者の方について、支援が必要だと言われてきたが、精神科病院に20年間入院していた患者さんが退院した。ずっと医療保護入院だった方が、任意入院に切り替わり実家に退院となった。実家に住む母親は認知症で、そんな所に退院となっている現状がある。家族会としては憤りを感じており、そのような事がない様にしてもらいたい。

【担当者】基幹センターとして、長期入院患者さんに対するアプローチが今まで無く、病院から依頼があれば動くというような感じだった。面談を繰り返しながら基幹センターで支えていきたいと思っている。このケースでは、本人が「一生病院から出られんかと思よかった」と涙を流していたと聞いた。今後、滞りなく退院支援ができるように対応したいと思っている。

議 題 (3) 地域生活支援拠点等整備事業・

日中サービス支援型共同生活援助の活動報告

- ① 地域生活支援拠点等の整備について
 - ② 日中サービス支援型共同生活援助の活動報告
 - ③ 日中サービス支援型共同生活援助の活動報告
 - ・障がい福祉サービス事業所ホームファイトⅡ（社会福祉法人ひなの家）
 - ・Hilltop Garden 雅（社会福祉法人嘉穂の里）
 - ・グループホームあさひの里（社会福祉法人天満会）
- それぞれの担当者より活動報告がなされる。

意見交換

【委員】就労部会設置について、各月開催と説明があったが、ハローワークの参加については、窓口対応がある為難しい。雇用指導官と障がい担当と一緒に動くようになっている。田川の基幹センターが開催している就労部会には、商工会議所が参加しており、そちらの方がいいのではないか。

【事務局】就労部会の参加者については、事務局の方でも検討したいと思っている。

【委員】今、問題になっているのは、施設責任者と教師が保護者から100万円を受け取り、引き出し屋をやって事件になっている。家族会の中でも起ころうとしていて、業者にお金を出して病院に連れて行こうとしている母親

	<p>から相談があっていた。警備会社も「うちは 30 万でやりますから」とビラを持ち込まれたこともある。家族内で暴力が発生するのは、家族としてはどうしようもない。基幹センターにもなんとかしてほしいと相談が入っていると思う。家族会では、そのような相談が入っても暴力になる可能性もある為、受けられない。どこの機関も受けないので、そんな業者もあるだろう。</p> <p>【事務局】平成 18 年から相談支援事業が始まったが、それ以前から同様の相談は入っていた。保健所や市町村等から病院受診の必要性について総合的に判断してもらった場合、家族の同意を得て、病院へ搬送するケースはあったが、稀である。22 条も難しいのが現状。認知症初期集中対応チームのようなものがあればいいと思うし、なんとかしないといけないという思いもある。人権的な問題もあり、なんとか本人へ説得するという方法で関わりを続けていくことを考えている。</p> <p>【委員】暴力行為となると警察の介入が必要となるのではないかと。</p> <p>【委員】このようなケースは、たくさん相談を受ける。何もしてもらえないのか？と言われることもある。事前に約束して訪問したりする時もあるが、家の中に入って身の危険を感じたこともあったので、できれば避けた方がいいのかなと思っている。22 条も非常に難しい。今後も相談にのっていきたい。</p> <p>【委員】障がい者雇用率について、例えば 5 人なら 5 人分の障がい者雇用を企業から事業所側が請け負うようなことが全国的に流行っている。この圏域では起こっていないのか。</p> <p>【委員】大牟田や久留米にある農園で、お金を払うような障がい者ビジネスを行っており、担当のハローワーク職員が現地へ確認に行っていると聞いている。有期雇用しており、5 年先にどうなるか報告を受けるようになっていく。この圏域では、ハローワークとしては掴んでいない状況。</p>
	<p>資料 1-1 「専門部会（相談支援部会）活動報告書」</p> <p>資料 1-2 「専門部会（くらし部会）活動報告書」</p> <p>資料 1-3 「専門部会（こども部会）活動報告」</p> <p>資料 1-4 「就労支援分野活動報告」</p> <p>資料 1-4 「飯塚圏域就労系福祉サービス事業所の全体的な取り組み」</p> <p>資料 1-4 「就労部会設置に向けた準備会（コアメンバー会議）」</p> <p>資料 2-1 「飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター等運営事業 令和 3 年度報告・令和 4 年度計画」</p> <p>資料 2-2 「こども発達療育センターテコテコ相談部門トントン・発達障がい児等相談支援機能強化事業」</p> <p>資料 3-1 「地域生活支援拠点等の整備とは」</p>

	資料 3-2 「地域生活支援拠点等整備事業について」 資料 3-3 「日中サービス支援型共同生活援助について」
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 2 名)
その他	

令和4年度 飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和4年4月1日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(通称：障害者優先調達推進法)第9条に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進を図るための方針を策定し、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 方針の対象範囲

この方針は、飯塚市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく事業所・施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

4 調達する物品等

障がい者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

区分	品名	用途、使用例
物品	菓子、加工食品等、野菜、小物雑貨等	記念品・景品
	弁当	昼食弁当
	封筒、ハガキ、事務用品等	事務用品
役務	草刈	施設・公園内草刈
	清掃	施設内外清掃
	印刷	ポスター、チラシ、冊子
	情報処理・テープ起こし	
	クリーニング、リネンサプライ	
	飲食店等の運営、その他の作業	

5 令和4年度調達目標

本市の令和4年度調達目標は、下記のとおり調達目標額を設定し、物品等の調達の推進に努めるものとする。

物品	1,131,000円
役務	6,108,000円
合計	7,239,000円

6 調達推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、庁議等において、調達方針や目標を報告し、全庁的な取組として推進する。
- (2) 障がい者就労施設等からの提供可能な物品等及び各部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (3) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食(弁当)の活用など発注可能な物品等を各部署において十分に検討する。なお、仕様や納期については、可能な限り、障がい者就労施設等の特性に配慮するものとする。
- (4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地元施設を優先させるものとする。

7 調達実績の公表

この方針に基づき本年度に調達する物品等の実績については、年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

8 進行管理等

- (1) 年度途中での調達状況の把握等の進行管理を行い、各部署に対し調達を促すとともに、次年度の調達方針に反映していく。
- (2) 飯塚市障がい者施策推進協議会において、前年度実績の報告及び意見等の集約を行い、次年度の調達方針に反映していく。

9 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉部社会・障がい者福祉課とする。

10 その他の事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく障がい者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。
- (2) 市と業務委託契約(指定管理者制度による施設管理運営を含む。)を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障がい者就労施設等からの調達に関する理解と協力を求める。